

## 平成22年第3回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第2日目)

平成22年9月15日(水曜日)

午前9時30分開議

#### 第18 一般質問

第6 議案第56号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について

第7 議案第57号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第8 議案第59号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第9 議案第58号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第10 議案第60号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

#### 追加日程

議案第62号 平成22年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について

第11 認定第2号 平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第3号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定第4号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第5号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第15 認定第6号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第7号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第8号 平成21年度訓子府町水道事業会計決算の認定について

第19 請願第3号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める請願書

#### 追加日程

意見書案第4号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める要望意見書

意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する要望意見書

意見書案第6号 道路の整備に関する要望意見書

議員の派遣について

○出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八畝光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。田古選挙管理委員長については、本日から今定例会の閉会まで欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に先立ち、議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（上原豊茂君） 皆さん、おはようございます。

それでは議長のご指示がありましたので、ただいまから本定例会における追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会からご報告申し上げます。

昨日、9月14日の第1日目休憩中に議会運営委員会を開催いたしました。平成22年第3回定例会における追加議案について、協議をいたしました。協議の内容につきましては、皆様のお手元に配布しておりますとおり議案第62号 平成22年度訓子府町水道事業会計補正予算についてであります。議会運営委員会で協議いたしました結果、本会議に提出することに決定いたしました。

なお、本案の提案理由の説明、質疑、討論、採決につきましては、議案第60号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり決定いたしましたので、ご協力をお願いし、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（橋本憲治君） 議会運営委員長からの報告を終わります。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第18、一般質問を継続いたします。

5番、小林一甫君の発言を許します。

5番、小林一甫君。

○5番（小林一甫君） 5番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、3点にわたってお伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目につきましては、次期出馬の考え方についてということで、町長にお伺いをいたしたい。

来年度は、地方統一選挙の年になりますが、次期出馬を考えているのかお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、小林議員から、私自身が「来年度の地方統一選挙に出馬を考えているのか」についてのご質問をいただきました。

私は、平成19年5月以降、およそ3年5カ月の間、町民の皆様や議員各位のお力添えをいただき、ここまで町政を担ってまいりました。

掲げたマニフェスト、その中での9項目と副町長を置かない、私自身の給料を50万円以下に当面するというお約束をさせていただきました。これらの到達点と課題につきましては、いずれ私なりの総括をさせていただきたいと考えているところでございます。

次期出馬につきましては、町民の皆様や後援会の皆様ともご相談しながら、遅くとも年内中に私の所信をはっきりさせたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、残された任期を町政の課題解決と町民の福祉向上のために全力投球で町政運営にあたってまいりますので、ご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、町長から答弁がございました。

年内中に振り方を決めさせていただくというようなことでございますが、ここ3年6カ月ぐらい経過した中で、これは、出馬をする、しないというような問題ではないかもしれませんが、今の時点でマニフェストの達成度はどのくらいなのか。まずもってお伺いをいたしたい。年度中に表明するということでありまして、今の時点では早いかもしれませんが、もしも、次期の出馬を考えておられるとするならば、副町長の問題が大きなウェイトを占めると思いますが、その辺の考え方は、今もっておられるのかどうか合わせてお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私自身が平成19年の立起にあたりまして、選挙法が改正になりまして、市町村長の選挙においてもマニフェストを提出することが、ある意味では認められた経緯がございます。私は冒頭申し上げましたように、9項目のマニフェストとしてご提案を申し上げたところでございます。その中で今、1つひとつの緊急提言、私自身の9つの緊急提言に対して、総括、あるいはどのような状況の中で、どのようなことになっていったかの総括をほぼ8割方終えているところでございます。まだ、非常に難しい部分と私自身が実際に町長になってみて、改めて認識したこと等も含めてのいくぶんのずれはございますが、現時点では、私はおおよそ80%ほど達成をしていると考えております。それは、立起にあたって、極力、公共事業等の過大な設備投資を避けながら、現状の財政の中で、やりくりできる可能性とそして福祉、教育等の優先。さらには、財政再建を何としても成し遂げたいということがメインでございましたので、大きなハード事業等々については、控えてまいりました。その点で申しますとほぼ達成の方向にきていると考えております。できますれば、来年3月の定例議会において、この9つのマニフェストの項目と2つのプラスアルファと私は言っておりますその点についての総括を23年度は骨格予算であります。可能な限り私のご挨拶の中、あるいは執行方針の中で、この総括をさせていただきたいと感じるところでございます。

もう1点、その中で当面の間、副町長を置かないということを申し上げました。地方自治法上では、置かなければならない。しかし、置かないこともできるとの定めがございます。

す。これは、何らかの理由があれば副町長を置かないことができることでございます。私はその主な理由に財政再建を果たす。非常に苦しく職員自身も大変なことだと思いますが、そこで副町長の人件費のおよそ5千万円がこの4年間で浮くことになるのではないのか。当面の間は、いつまでかのご質問も一般質問でいただきました。私は当面というのは、1期4年間とお話をさせていただきましたので、お約束どおり4年間、副町長を置かないで、いろいろなご不自由をお掛けしましたが、ここまでやってくることができました。2期以降、もし、私が出馬し、町長の任をあたると決断をした際には、現時点で私は地方自治法の考え方による本来に戻し、副町長を置く前提のもとで新しい Manifesto の政策吟味を現在進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） Manifesto の達成度が80%という高い進捗と申しますか、いろいろと町長が努力されて達成をされたと私どもも理解しております。3月の定例会の中で、総括として9項目。またプラス2アルファの部分をお示しをして、次期の出馬に向かうということであります。我々からみてもやはり公共事業など、第1番目の財政再建につきましては、非常に努力をされたという感じをもっているところであります。平成19年の時期では、財政があと3、4年経ったら基金も全額食ってしまうような非常に厳しい状況にあったのが、今は20億円ぐらいの基金を積み立てしており、非常に評価をしているところでございます。まだ、次期の出馬は、12月にならなければわかりませんが、もしも、次期も出馬する考えであれば、さらに町民のために頑張ってもらいたいと考えております。

また、副町長の置く考えはということに対してのお答えでありましたが、今期限りと判断をされておられると感じております。私は、副町長を置かないことに対して、非常に町長の体を心配し、私は、置くか、置かないかというようなことを申し上げているのですが、やはり訓子府町の船頭ですので、何かあった時に安心して任せられるような副町長がいれば、町長は本当に安心して自分の職務を今以上に全うできるのではないかとというような考えを絶えずもっていたものですから、あえて次期の出馬の考え方の中に織り込んだ訳であります。ぜひ次期の出馬の時には、財政も確かに大事だと思いますが、それよりも船頭役としての責任はものすごく重いと思いますので、この再質問の中で聞いた部分につきまして、最初の部分と2番目の副町長の部分で今、町長が考えるところがございましたら、お伺いしたいと思います。なければよろしいです。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 副町長に限って答弁をさせていただきます。道内では、私が立候補する時には16自治体が副町長を置いていないという情報をつかんでおりました。身近なところで言いますと池田町の勝井町長、奈井江町の北町長がその選択をしていることを聞きました。今はほとんどいないと思います。池田町長が2年前後で副町長を置いた経緯は、勝井町長とも話をする機会がございまして、これは、やはり今、小林議員がおっしゃったように健康に対し、町長が倒れた時はどうするのかという町民からの不安と議会からの強い要請があり、意に反してと言っておりますが、副町長を置くことにしたという例が1つでございます。これは、私自身も一昨年、連休に前立腺がんの精密検査を受け、やはり持病を1つ持っているという不安感がありました。幸いにして精密検査の結果は、何もな

いということで安心した訳ですが、そのような不安はいつもやはりありますので、その点に対することが1つであります。奈井江町の北町長は大変活発で、私よりも大先輩になりますが、今確か副町長を置いていると思います。これは年齢的な後継者の問題も含めて決断したのではないかと私自身はとらえております。まだ皆さん方にお知らせしていませんが、10月8日に長野県下伊那郡阿智村から、村と言っても7,500人ほどの人口のある村ですが、岡庭一雄村長が来町されます。私は、無理を申し上げて職員にご講演いただきたい。それから町民の皆さんにぜひ農繁期の忙しい時期ですが、ご講演いただきたいと要請をして快諾をいただきました。実は、この村は、温根湯より大きな温泉場を抱えており、財政的にも非常に豊かな村ですが、住民の参画、予算審議にあたっては、住民の議論を経て議会に付するという実践的なまちづくりをしているところでもあります。各地域ごとに、うちの町で申しますと実践会を中心としたコミュニティ形成が非常に進んでいる村と全国的に評価されています。もっと特徴的なのは、この村に副町長、教育長もおりません。その中で村政運営をしているところですから、私は、改めて地方自治の中で、実践的にやっておられる村長の講演をいただきながら、改めて地方自治のあるべき姿を町民の皆さんと共に考えたいということでございます。置くことが地方自治法の本質でありながらも地方自治体が、この厳しい状況の中で、議会の皆さんの同意をいただきながら、ありとあらゆる方法をもって、この困窮な厳しい状況を乗り越えられるという1つの典型としての事例でございますので、ぜひ、そんな機会もご利用いただきながら、改めて私自身もいろいろな実践的な例を学びながら、次の出馬に向けての自分自身の4年間を振り返りながら、新しい訓子府のありようを模索しながら、決断をしていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ご講演をいただく岡庭村長の考え方について、私どももぜひ勉強させていただきたいと思います。

次に、移らせていただきます。

予算編成についてということであります。

平成23年度の予算編成時期になりますが、少し早いかなと思いますが、編成にあたっての重要課題、項目は何かお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成23年度の予算編成にあたっての重要課題、項目について、お尋ねをいただきましたので答弁をさせていただきます。

本町の財政状況につきましては、普通交付税等が回復傾向にあることや20年度以降の国の景気浮揚対策交付金を活用し、本来一般財源を充てる事業を振り替え実施できたことなどから、比較的順調に推移しております。

しかし、自主財源が乏しい状況の中、国の施策により財政状況が左右される状況は変わっておらず、引き続き堅実な運営を進める必要があると認識しております。

予算編成にあたりましては、平成19年度に町長就任以来、財政健全化プランの着実な実施を図りながら、住民ニーズを的確に把握し、新規事業を含め町民の皆様に必要な事業を選択実施することを基本としてまいったところでございます。

次年度以降につきましても「町民の誰もが住み続けることができる心やさしいまちづく

り」の実現に向けて、実施すべき施策・重要な課題は多いと考えておりますが、平成23年度は、ご承知のとおり町長選挙の年に当たり骨格予算となりますので、ここで踏み込んだ施策については、お答えをできないことをご理解願います。

今後とも町民の皆様の声に耳を傾けて、同じ目線に立ち住民参画のまちづくりの具現化に向けて努力していく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、予算編成にわたってご答弁をいただきました。何点かお伺いをさせていただきたい。普通交付税が回復傾向にあることで、一応の予算は立てられるのかと思います。

まず、1点目につきまして、普通交付税は本年度並みというようなことで考えているのか。まずもってお伺いをいたしたい。

次に、2番目といたしまして、非常に経済状況が悪化しておりますが、今、町長の頭の中で雇用対策等について、考えているものがあれば、また、本町独自の予算措置をしようとしているのかお伺いをいたしたい。

また、3点目につきましては「福祉に関連する事業に対するの予算措置は」ということでありますが、昨今、報道でも話題になっておりますが、高齢者の在宅確認をいろいろと各自治体では知恵をしばっているようでございますが、ある町では携帯を持たせるなど、いろいろな方法も考えておられるようでございます。そのような部分も予算措置の中に、今、町長が頭の中で考えていることがあれば、お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、1点目の普通交付税の関係でございます。昨日の質問にもお答えしましたように、今年度は、19億円を普通交付税の予算額にみました。実際的には20億強とのことですから、1億数千万円の臨時財政対策債は抜きまして、交付税ではそのようなことでございます。昨日の工藤議員の質問にもお答えしましたように、いつもその辺では、非常に辛めの現実的よりももっと後退した縮小型予算で普通交付税を想定しながら、予算組みをしている状況でございます。その中でも資金不足等については、歳入に基金から繰り入れを充てながら、何とか健全な財政を確保する方法でやってまいりました。そのことによって、仮に1億円増になったところで、それが即、歳出の予算組みをしていくことよりも、むしろ計画的に当初予算からの積み上げや町民や議員の皆様のご意見をお聞きしながら、堅実に計画的な財政運営を行ってきたのが、私どもの町の1つの特徴でございますので、緊急性がない限り、補正等のことは、極力控えながら適切な財政運営を行っていくことが1つ求められるだろうと思っております。私は今年度、20億円の普通交付税がさらに増えていく状況は、非常にある意味では厳しいのではないのかと思います。最低限でも現状維持の20億円は、これも平成15年の普通交付税からみても額的にもまだ少ない状況にありますので、20億円程度の普通交付税は見込めるのではないのかと思っております。それは、地域主権を掲げる民主党政権が改めて昨日、菅首相が誕生した状況になりました。しかし、対抗馬で出ていた小沢元幹事長も一括交付金の話をしてございます。しかし8割は、交付金等も含めた福祉関係や教育関係の補助金でございますから、俗に言う公共事業で言っている一括交付金と補助金等については、全体の中では、数%と言

うよりもかなり少ない。額的に言うと3兆円か4兆円ぐらいでなかったかと記憶しているのですが、それを一括交付金化しますとやり繰りできる金額が3兆円と大体記憶していますが、私は普通交付税と補助金を少しごちゃごちゃにしているのではないかと危惧を感じておりましたが、いずれにしても昨日言いましたように総務大臣の発言にあるように非常に交付税は厳しい状況にこれからさらされていくのではないのかと思っています。地域主権の考え方がまだ不明確な状況の中では、現実的な対応としては、そういう考え方をもっていく必要があるのではないかと私は現時点で考えているところでございます。

2点目に、雇用対策であります。今回のこの2年間のおよそ6億円に及ぶ景気浮揚対策の中でも、雇用は林業を中心としたいろいろな予算に組みさせていただきました。私は、さらに今、町の中で中小の建設業や土木業関係の業者を見ましても年間を通じた雇用をできない状況が出ております。高齢の方については、ある意味では解雇する。公共事業が全体的に少なくなってきておりますから、その点で言いますと雇用保険が認められる6カ月に満たない人たちの対応をどうするのかも私どもの町の建設業界等々見ても非常に雇用保険があたらない。冬場になると休職等々の問題が出てくるのが今現実の問題として、投げかけられておりますので、私は美幌町で実践的にやっている街路樹の剪定や年末のさまざま雇用を短期間の1週間や1カ月というものに対してやっている例として、紹介されておりますが、これも2年間にわたって、うちの町でその方法ができないかを農林商工課を中心に内部的な検討を指示してきました。

しかし、実際には高齢者勤労センター等々の今の現状の中では、非常に難しいことがわかってまいりましたので、恒常的に発生すると思われる失業者に対する対応を私は、平成23年度で緊急的にやっていかなければならないと考えているものが1つであります。昨日も申し上げましたとおり農業基盤整備をめぐっての議論を私自身も佐々木政務官や舟山政務官に直談判し、基盤整備事業と戸別所得補償は、2本柱である。それを民主党政権に対して直接訴えていることはご存じのとおりでございます。

しかし、実際には、国の5割、北海道の3割、受益者と市町村の負担は2割であり、私は非常に厳しい状況があると思っています。去年よりも12%枠を増やすと言っておりますが、一昨年予算状況から見ると5割カットされておりますので、そうすると基盤整備事業は100%農家負担でやらなければいけないということは、現実的には、非常に厳しい問題があると思っています。従来、公共工事の歩掛、計算方法も含め、地元企業を優先しながらも、農家の皆様のご協力も得ながら、従来、畑総等で暗渠の整備等をやってきたことを何とか自賄いも含め、行政の応援も得ながら、やる方法はないのも含め、私は考えていかなければならないということも頭の中にはございますので、そのことに雇用の問題やいろいろなことをからめることができないかなど、これはまだやってみなければわかりませんし、まだ具体的な検討はしておりませんが、私は季節的な雇用の確保やいろいろなことも考えていかなければならない状況にきていることを現時点での政権の動きを見ながら非常に心配をしている1人でございます。改めて、はっきりした段階で23年度に向け、いろいろな措置を考えていかなければならないのではないかと感じているところでございます。

3点目の福祉に関する高齢者の在宅確認の問題でございます。

1つは、包括支援センターの充実として、福祉保健課に事務所を置いて直営の包括支援



センターをスタートさせました。同時に社会福祉士の資格を持っている職員を社会福祉係も含め2名増員し、辞めた人もいますが増員しています。高齢者のある意味では、虐待や人格に対するさまざまな相談にも対応できるような措置をとってまいりました。実は、マニフェストの中に、私は作業療法士を雇用したい。すなわち、農村における訓子府町の高齢者に対する障がいといいたいでしょうか、かなりの部分で膝などの外科的な苦痛を訴えている人が多いので、作業療法士を派遣型あるいは各地区の集会所を中心にしながら、地域の中にいるさまざまなヘルパーの資格を持っている農家の奥さん方も大変多いので、北訓や南訓や末広や中の沢あるいは日出も含め、派遣し、ヘルパーたちも集まりながら、地域の人とそこで交流するようなこともできないかと、私は描いていた岩手県の遠野市など福祉のまちづくりとしての1つの考え方を頭に入れておりましたが、まずは、そのことよりも保健師や介護福祉士等の充実が先である状況がはっきりしましたので、この4年間そのようなことを意図しながら保健師の採用やそのような職員の採用に苦慮してまいりました。いずれにしても、私は、子どもの問題も含め、点的な政策から、面的な、すなわち、この町に住んでいて良かった。合併しなくて本当に良かったと町民の皆さんが言い切れるようなまちづくりをするためには、そのような細かな政策が私は、これから4年間の大事な柱と感じているところがございますので、少々長くなりましたが、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、3点にわたってご答弁をいただきました。

来年度は骨格予算ということで、非常に町長の答弁も難しいものがあるのかと感じますが、今ご答弁をいただきますとやはりやることはきちんとやるというような意気込みを感じたところがございます。特に、高齢の方が年々増えていく現状を見ますと福祉に対しましても、特段の配慮をされていることも理解できました。来年度に向けては、マニフェストの残り等も多分出てくるかもしれませんので、十分、努力をされ、解決の方向にもって行っていただきたいと願うところがございます。

続きまして、教育長にお伺いをいたしたいと思います。

教科書のデジタル化の対応についてということで、2015年から教科書がデジタル化されると聞いておりますが、具体的にはどのような中身なのか。

また、対応は十分なのかお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 「教科書のデジタル化の考えについて」お尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

昨年末に、原口総務大臣が2015年までに電子教科書を小中学校に配備する「ICT維新ビジョン」を公表したこともありまして、関係業界ではかなり積極的な取り組みが進んでいるように聞いております。

この電子教科書は、動画で視覚的に学んだり、ネットワーク機能を使った出題や採点で、個別の習熟度を瞬時に把握して対応するなど「次世代教科書」として学習指導に生かしたいとの文部科学省の狙いがございます。

現在でも電子黒板を活用しての英語等の授業が進められておりますが、簡単に言えばその活用の幅をさらに広げたもので、それぞれ子どもたちが小型の端末機を操作しながら授

業を受けるような形になるものをご理解いただければと思います。

この電子教科書・教材の普及は、官民挙げての一大プロジェクトになるものと考えられているところですが、学校現場の理解やICT（情報通信技術）を活用した授業の教員育成など、準備や整備等を含め、今後5年間で整備することは無理があるのではと推測しているところでございます。

いずれにしましても、時代の流れや世界の流れからしても電子教科書は近い将来導入されるものと考えておりますが、子どもたちの健全な成長を阻害することがないように、さまざまな問題や課題等を検証していくことが必要であり、今後とも国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上「教科書のデジタル化の対応について」お答え申し上げましたので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、教科書のデジタル化について、ご答弁をいただきました。何点かお伺いをさせていただきます。

まず、1点目につきましては、教育長として、教科書のデジタル化は本当に必要とおられるのか。

2点目につきましては、私は、ゆとり教育の二の舞になるのではないかと考えております。そのような恐れはないのか。

また、これは、ゆとり教育の中と言いますか、それを若干、別の観点から申し上げたいと思います。ある自治体で「よのなか科」というようなものが設立され、子どもたちの教育へ非常に役立っているというようなことも聞いております。その中身について知っておればお伺いをいたしたい。

それからこれは、非常に大切なことだと思いますが、国からの押し付けが100%正しいというような意味合いは、たぶんないと思いますが、上からの押し付けでなく、本町の教育委員会を中心として、採用のためと言いますか、取り入れる時には、論議を重ねて、慎重を期していただきたいと考えております。そのことについて、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 3点にわたりお尋ねがあったかと思えます。

1点目に、デジタル教科書化への教育長としての認識、必要性について、お尋ねがあったかと思えます。

なぜ、今、このデジタル化が出てきたかと私なりに考えますと国際的に日本の子どもたちの学力の低下が非常に心配されていることが背景にあると思えます。ゆとり教育が長く続き、今、ゆとり教育の見直しから新学習指導要領の制定、一連の流れは、やや学力重視に振り子が揺れていると思っております。

ただ、学習指導要領でも子どもたちの最終目的は、生きる力を育むことといわれております。生きる力をやさしく考えてみますと社会の中で役立つ人、個人の人生目標に向かって、自分の人生を生き抜く力を育むことではないかと理解しております。そうしますと学力ばかりに教育が着目されては困るのではないかと私は思っております。このデジタル教科書は、確かに良い面もありますが、総じて言えることは、知識や情報処理の分野で効

果的とは思いますが、反面、心の育みや人間性や集団学習の面で、少しやはり心配の面があると思います。むしろ、授業でのパソコンへの依存度が高まる心配や、知識、テストなどに、どうしてもスタンスが移っていく心配がありますので、国が今目指そうとしていることではありますが、現場、現場、それぞれの教育委員会において、今、どのようなことが一番求められているのかを十分慎重に検討しながら、このデジタル化だけではありませんが、すべてにわたって今後も対応していかなければならないと思っております。

それと「よのなか科」の話がありました。私は詳しく存じ上げませんが、先ほどお答えしたように、子どもが立派な1人の大人として成長していく過程を重視した政策の一環、その辺に着目した行政のあり方ではないかと考えております。

それと3つ目に、国の押し付けと表現がされましたが、国の政策すべてをそれぞれの教育委員会、町の教育現場において、そのまま踏襲<sup>とうしゅう</sup>するのかとのご心配も含めてのご質問だったと思います。1つ目の答弁でも関連しますが、それぞれの教育委員会は、町に住む皆さんにとって、どのような勉強、学習、教育が必要かということを十分に検討をして、町民の皆さんの考えやニーズも十分お聞きする中で、自前のといたしますか、もちろん国や道の政策とも関連しますが、自分の町にふさわしい方向性を追求するものだと思います。従いまして、このデジタル教科書、私先ほど言いましたように、良い面もありますが、いろいろちょっと心配の面もございますので、この政策も含めて十分に我々も勉強させていただきまますし、町民の皆様も含めて、ご意見、お知恵を借りながら、自分たちの町にふさわしい教育に向かって仕事をしていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、3点にわたって考え方を述べていただきましたが、まず心配するのは、ゆとりの教育の部分で、また同じようなことが繰り返されるのではないかというような感じを持っております。やはりデジタル化でありますので、例えば、問題が出てボタンを押せば答えがすぐ出てくるような、たぶんそのような仕組みになるであろうというような感じを持っておりますので、そこが一番の心配するところでもあります。ゆとりのある教育で土曜日が休みになったことで、子どもたちは勉強ではなくて、家にこもりっきりでゲームをやっている子どもたちが多数いるというような報告もございましたので、その延長の中で、問題も本当にきちんと理解しない中で、答えを求めるようなことが起きていくのではないのか。そのような老婆心ながら心配するものですから、このデジタル化の採用につきましては、本当に慎重にさせていただきたいと考えているところであります。

もう少し時間がありますので、お伺いをしたいと思いますが、先ほどの「よのなか科」は、これは個人的な名前を言ってしまうと少しこの部分や、この場面では問題あるのかと思いますので、大阪のほうの知事のもとで、今の子どもたちの教育について、果たしてどうなのかということで、大学の先生に聞いたことでもあります。その中身につきましては、今のゆとり教育が果たして、子どもたちのためになってきたのかというようなことを論議されたみたいですが、結果的には、そのようには、なっていなかった。そうしたら、どうするのが一番いいのかというようなことでやはり、子どもたちが自由に友達同士で1つの課題を論議しながら、自分たちの意見を述べ合い、そこからやはり本当の自分に合ったような部分を取り入れるような形を率先して取り上げた学校もあり、その学校は非

常にやはり子どもたちの学力と申しますか、心のケア、心のケアだけではなくて、先ほど、教育長が申し上げておりました子どもたちの心の育みのようなものが十分に子どもたちの間で育ったというようなことも事例としてありますので、もしも、機会があれば、そのようなところもやはり教育委員会の中で論議をしていただきたいと思うところであります。

最後になりますが、来年度のことも教育長にお伺いするのは、たぶん筋違いだと思えますが、町長にお聞きした部分もございまして、来年度に向けての教育委員会の考え方と申しますか、何に取り組んでいこうとするのか、最後に少しでいいですのでお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） デジタル化のことについて、前段触れられておりました。確かにイメージとしては、子どもたちが小さな端末を持って教科書の代わりに、先生は教壇に少し大きめの画面を持ち、これは、LANでつながっている訳です。そして、一例ですが、先生が問題を出す、そうすると子どもたちが回答すると即座に先生の画面には、クラスの全員の答えが映し出され、たぶん職員室にあるサーバーという大きなコンピュータに結果が集計され、統計のようなことも瞬時にされるどころまで、私はイメージしているのですが、そのような形だと思えます。それは、非常に効率的ですし、先生は子どもたちの理解度、習熟度を即座に判断し、わからない子どもにはサポートし、わかる子どもには、また次のステップへとそのような整理をするという点では非常に効率的ですが、一方では、子どもたちが口頭で答えを言って、その答えについて、回りの子どもたちが反応を示し、ひやかしも、がやがやも含めて、皆で1つのことを考えたり、コミュニケーションをとったり、発表能力をつけたりなど、いろいろなことからみると果たして、今伝えられているデジタル教科書は万能ではないという認識を持っているということでもあります。しかも道具がないと教科書を開けられない。家庭に帰ったら、パソコンがないと教科書が開けられないのです。いろいろな課題があります。そのことを社会的、全国的に実現するととんでもない予算がかかり、大変なことになると思えます。そのような心配も含め、良い面と悪い面をよく見極め、今後もよく検討し、我々も勉強を深めていかなければならないことを改めて話していきたいと思えます。

それと来年度の教育目標ということでもあります。

新学習指導要領が、いよいよ本格的に開始される年度にもなっております。これは先ほども言いましたように、子どもに生きる本当の力をつけてもらいたいと考えられているところでもあります。学習指導要領の完全実施に向けて遺漏のないように、まずは、そこに重点を置くべきだと思います。

それと昨日、新しい教育委員のご同意をいただきました。町長が提案をされた意図は、十分、議員にもご理解をいただいたと思えますし、広く、男女半分半分いる世の中でもありますから、女性、そして普通のお母さんの意見を教育委員会の中に視点を取り入れ、広く町民の皆さんの声を反映する教育委員会であるべきと思えますし、それをまずベースに今後とも開かれた教育委員会、開かれた学校、開かれた社会教育を目指してまいりたいと思えます。

雑駁ですが、まだ、お話したいことはたくさんありますが、特に、重要と思われる部分

に絞ってお話させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次は、2番、河端芳恵君の発言を許します。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。通告書に従いまして、大きく2点町長に伺います。

はじめに、戸籍と住民基本台帳の現状について伺います。

全国各地で、所在不明の高齢者が問題になっており、連日のようにテレビや新聞で報道されています。

先日、北海道新聞で、各市町村の対応を調べた記事が出ており、その中で本町は、調査が膨大なので手を付けていないとのことでした。

①、戸籍と住民基本台帳は法律が違い、行政サービスに影響はないとのことですが、今後どのように対応していきますか。

②、住民基本台帳は、電子化され全国にネットワークされており年金や税金、選挙など行政事務の元になっていて、それから外れることはできませんが、個人情報保護法の壁があり、行政内部でも情報が得られず、的確な住民サービスが受けられないなどの弊害はありませんか。

③、最近、金融機関や役場窓口などでも身分証明書の提示を求められることが多くなりました。顔写真付きの住民基本台帳カードは、身分証明書としても有効です。

国は、住民基本台帳カードを無料で交付する自治体には交付税措置をしているようですが、高齢者など自動車運転免許を自主返上された方に対して、無料で交付するなどの考えはありませんか。

以上を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、戸籍と住民基本台帳の現状について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「戸籍と住民基本台帳は法律が違い、行政サービスに影響はないとのことですが、今後どのように対応していきますか」とのご質問であります。議員がご指摘のとおり所在不明の高齢者や戸籍上生存している高齢者が問題になっているところでもあります。

所在不明者と戸籍上生存している高齢者については、住民基本台帳法と戸籍法の適用によりそれぞれ事務を行っているところであります。

このうち、所在不明の高齢者につきましては、住民基本台帳法に基づくものであり、住民基本台帳は、その市町村の区域に住んでいる住民について、住所、世帯構成等の居住関係を記載している公簿であります。年金の受給、選挙などの行政サービスは、居住地の住民基本台帳により行われております。

なお、本籍を有する者については、戸籍の附票を作成し、戸籍の表示・氏名・住所が記載されております。

次に、戸籍上生存している高齢者については、戸籍法に基づくものであり、戸籍は住居に関係なく、その市町村の区域内に本籍を有する者について、出生事項、親子関係、婚姻関係等の身分関係について記載している公簿であります。他市町村において死亡届を受理した場合などには、本籍地の市町村に通知があり、この通知に基づき処理されるものであります。

それでは、ご質問にお答えさせていただきますが、本町におきましては、住民登録がされて所在不明となっている高齢者はおりませんでした。

一方、戸籍上生存している高齢者につきましては、先に作業が膨大であることから調査していないと新聞報道されましたが、これは本町においては、戸籍事務が電算化されておらず、手作業による1件1件の調査であることから、その時点では調査していないと説明したものであります。その後、戸籍全件について調査を行った結果、100歳以上で所在が明らかでない高齢者が43名いることがわかりました。これらは、戸籍の附票に住所地の記載がないものであり、海外移住などにより必要な届出がされず、戸籍がそのままになっているケースがほとんどであると考えられます。今後、これらの処理につきましては、釧路地方法務局と協議して対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「行政内部でも情報が得られず的確な住民サービスが受けられないなどの弊害はありませんか」であります。住民基本台帳法に基づき管理している情報につきましては、議員ご指摘のとおり、税金の賦課事務や選挙人名簿の登録のほか、各種事務事業での対象者の把握等にも活用しているところでございます。

各種事務事業の対象者の把握の活用にあたりましては、個人情報保護審査会に諮り承認をいただきながら情報の提供を行っているところであり、弊害はないものと考えております。

3点目の「高齢者など、自動車運転免許を自主返上された方に対して無料で住民基本台帳カードを交付するなどの考えはありませんか」であります。住民基本台帳カードは、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスにおける利用や電子証明など公的個人認証サービスでの利用、さらには公的な身分証明書としての活用などがあります。

このことから、高齢者など運転免許証の返納後の身分証明書としての役割もあることも認識しておりますが、無料交付を実施している市町村の状況や国の財政支援の動向、さらには第2回定例町議会において上原議員からご質問がありました住民への身分証明書の交付と合わせて総体的に検討してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 訓子府のように、小さな町でお互いの顔が見えるところで所在不明があったら大変と思っていましたので、今、お聞きして所在不明はいないということで一安心いたしました。ただ、住民基本台帳によりますと、これは7月末で2,120世

帯、5,644人の世帯数と人口でしたが、戸籍法で訓子府に本籍を置かれている方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

それと訓子府は、まだ戸籍を電子化していないということですが、例えば、電子化するとしたら、どのぐらい費用がかかり、どのぐらいメリットがあるのかお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） まず、本籍の関係でございますが、訓子府町に本籍置いている方は、約3千件でございます。

もう1つのご質問であります電子化の費用の関係ですが、これにつきましては、今の紙から電子化することになると相当の作業が必要となり、今のものから過去の古いもの、わかるものもわからないものもありますので、その経歴を探る部分が出てきますので、業者への委託部分が相当の経費がかかることで、およそ5千万円の費用がかかるようでございます。メリットといたしましては、紙でやっておりますので、相当何回もめくる部分もございまして、紙も劣化してきておりますので、その部分では、今、担当者は慎重に対応しておりますが、紙が今までは80年の耐用年数と言われておりましたが、法改正で、今度100年になっております。その部分で本町は、まだまだ町になってから、訓子府町としては、戸籍のあるのが、まだ80年、100年弱ぐらいと思うのですが、そのようなことで、まだ紙はもちますが、将来的には紙の部分もたないということもございまして、その部分を電子化するということとございまして、そして、これは全国的にもほぼ80%ぐらいになってはいますが、特に、北海道のほうは、40%程度でございまして、合併の関係もありまして、全国的には進んでいるのかもしれませんが、その形でやっております。

それと今、實際上、この戸籍を作る上では、タイプライターを使っておりますが、昔は、手書きでやっておりましたが、今はタイプライターでやっております。このタイプライターは、今はもう製造も中止されておりますし、大きな修理や故障となれば、それができなくなることもあります。まだ、ここ数年は企業のご厚意により、まだ部品等もあることもお聞きしておりますが、そのようなことで、紙から電子媒体の形が交付もしやすくなり、時間的にも交付もしやすい形になろうかと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 国も今回さまざま事例が出てきたので、電子化に向けていろいろな動きがあると思いますが、今、具体的に5千万円以上かかり、今の財政の中でのするのは、経過を見るとのことによろしいですね。

それと先ほど個人情報保護法により、内部での確な情報を得られないのではないかと質問をしました。これは、たまたまいろいろな行事などに年齢を確認し案内したりすることがありますので、昨年、その年度に100歳を迎えられる方に対して、内閣総理大臣から表彰と銀杯が贈られます。たまたまその方が抜け漏れがありました。後日、国に申し入れて、その方の存命中に賞状と銀杯をいただくことができましたが、その時、不思議に思ったのは、住民基本台帳で何年生まれと言え、一発でそのような資料が出てくるのではないかと思ったので、そのことで、漏れがあったことに対して、内部できちんとその情報が得られなかったのかと思ったので伺いました。それは、情報を得られなくて手作業で調べたことによる漏れなのか。どのようなことだったのか。今は、そのようなことはあり得ないのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのお話でございますが、現実、昨年そのようなことがございまして、非常にご迷惑をかけたところでございます。

そここのところは、情報をいただけないとかの問題ではなく、ただ事務的に単純なミスをしたこととございます。それで今年からは、その反省を踏まえまして、二度とこのようなことがあってならないので、複数の職員により目で確認するような方法に事務処理方法を変えてございますので、今後、このようなことがないように進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 今の件ですが、訓子府町の敬老祭招待者は、数え年で1月1日から12月31日のくくりでした。それで内閣総理大臣から表彰のくくりは、確か4月2日から4月1日で、年度のより対象となる人が違っていたこともあり、そのようなミスがあったとは思いますが、やはり台帳がしっかりしていますので、これから住民にとって的確なサービスを受けられなくなることはないように、きちんと運用していただきたいと思っております。

また、先日、敬老祭がありまして、私もお手伝いさせていただきましたが、やはり今回、節目ということで、皆さん喜んで参加されておりましたが、今回は、そのような漏れなどはなかったと思いますが、いかがでしたか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 今言われましたように昨年度までは、数え年75歳以上の方、全員を対象としておりましたが、対象者数が1千人を超える状況になり、会場の関係等々ありましたので、老人クラブの意見なども聞きまして、今年度から節目の方を対象にして、350数名の方が対象になったと記憶をしておりますが、その部分で特に苦情をいただいたり、漏れなどがあったことはございませんでした。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 昨日もいろいろな方から住民サービス、きめ細かなサービスのことが出ておりました。訓子府も70歳以上で独り暮らしの高齢者が150人近くいると思っております。また、70歳以上の高齢者世帯も増えていきますし、今まで、このように広報などで周知していたから、これでいいということではなくて、一人ひとりの現状による対応を訓子府も高齢化率3分の1近くなっていますので、今までやってきた周知の仕方がそのままいいのかということもありますので、これからいろいろな部門でやはりせっかくきちんとした住民基本台帳がありますので、いろいろな場できちんと活用して、サービス漏れのないように気を付けていただきたいと思っております。

それと最近、平成20年5月から役場のいろいろな証明をいただく場合、本人の確認ができるものを提示することが必要になりました。顔写真がついている運転免許証、パスポート、障害者手帳、住民基本台帳カードなら1部、また、顔写真がない健康保険、介護保険証、年金証書などは2点を提示することが窓口で求められております。役場の窓口に行くと、行きづらいのは、このことも厳しくなっていることあると思っておりますが、なかなか自分は、前、町長であっても、誰もが知っていても証拠になるものを提示されることですから、例えば、今年度中まで、住民基本台帳カードを無料で発行する市町村には交付税措



置がされているようですが、町として、その点はいかがでしょうか。また、住民基本台帳カードは、その市町村によって手数料が違います。訓子府は1,500円で、町によって無料、500円のところもありますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） ただいま、ご質問いただきましたが、20年5月から証明として、本人確認のものを提示することになっています。これにつきましては、法律に規定されているものでございますので、それに基づき私どもも対応をしているということでございます。そのことから、顔写真付きのもの、そして顔写真付きのものがないものは健康保険、介護保険などを照合するため2種類、なおかつ1種類しか仮に持ってきていない場合につきましては、家族の方の生年月日をお聞きしながら対応しているところでございますので、必ずしも家まで取りに帰って下さいというような形では今のところなっておりませんが、先ほど言いましたいろいろな方法で確認しながら、間違いのないように出しているものでございます。

それから、住基カードの無料交付の関係でございますが、これにつきましては、管内的にも5市町ほど免許証の返納者に交付をしているところもでございます。その状況を何町村か確認しましたが、実際には、それほど、返納者が少ないのかもしれませんが、実際には、私どもと同じような町村である小清水町でいけば3件ほどの住基カードの交付でございます。ですから、なかなか70歳以上だとか65歳以上で、この無料化をしているところもありますし、また、全部、新規のみ無料とやっているところもでございます。ただ、これらにつきましては、期限を決めて、ほとんどが23年3月31日までの今年度中ですが、これは特別交付税の先ほど河端議員から言われました無料交付に対しての交付税措置の部分で、それが3年間になっておりますので、23年3月31日までということでございまして、その期限付きということで対応しているようでございます。いずれにしましても無料交付につきましては、先ほど答弁いたしましたように、無料で交付する人の状況、それから、その返納者の利活用も含めまして、検討してまいりたいと考えてございます。

それから住基カードの交付手数料でございますが、議員から言われましたように本町の場合1,500円でございますが、全道的、管内的にも相当ばらつきがございまして、本町と同じ1,500円を手数料としていただいている部分が9町村ございます。500円というところも4市町で、あと750円、1千円、1,200円というところが、各1町ずつということになってございます。そのような状況でこの住基カードの制度ができて以来、交付手数料でやってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 高齢者の車の事故が多いことで、いつ車の運転をやめるかが大きな決断の時だと思いますが、やはり事故にあつて車の免許更新を思い留まった方がいらっしゃるから確かであると思っても、金融機関に行ってもどこに行ってもこれは期限切れですから有効ではありませんと認めていただけなくて、さみしい思いをされておりました。

また、その方は、例え有効でなくても自分がどこかで事故にあつた時に顔写真が付いていれば、どこの誰と分かり、確認してもらえないのではないかと他の証明書などと一緒に持

っておりました。そのようなこともありましたので、住民基本台帳カードを写真付きのカードが必要な方に無料で交付できればいいと思ったのでお伺いしました。今、課長からもいろいろ答弁がありました。この件で町長から一言お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） いろいろ何点かにわたって、それぞれの課長から説明をさせていただきましたが、改めて、今回の河端議員の質問に対しての総括的な意味も含めて、私から少しお話をさせていただきたいと思っております。

実は、法務省の調査で100歳を超える不明高齢者が、約3万人いると報道されています。そのうち150歳以上が884人もいるということでございますので、住民基本台帳と戸籍簿の違いによって、そのような状況となっていることが、全国的な問題点と言われているものでございます。これは、私どもの町も先ほど言いましたように四十数名、戸籍上の附票でわからない不明者がいることでございますから、私は、ある機会で本町における100歳以上の不明な方はいないと申し上げました。それは事実でございます。

しかし、改めて、戸籍の附票とは何なのかも含めて、先日職員から書類をいただいて見せていただきました。なるほどこのようなことで起きるといことが、なかなか口頭で答弁してもわからない。戸籍のあるところに住所が変わったり、死んだり、どこかの町に移動してから、死んだという通知があれば必ず附票として付いてくる。私どもの子どもが結婚したら、そこで切れますが、それまでは、東京に行った、東京から移ったというのは、戸籍のあるところに戻ってきますが、死んだ、異動したことの報告が、区役所、役場にはないものについては、戸籍がそのまま残ることになります。これは例えば、戦後、ブラジルに移住をした。それから、不明の高齢者の方たちについては、届出がないので、そのような戸籍上の問題が起きてくる。これは、3つほど原因が考えられる。

1つは、大都市ですが、特に、住民票の関係では、住民基本台帳を適切に管理していたのかどうか。これは議論でございます。私どもの町は家族でいきますと2千数百戸の戸数で、人口は5千数百人のことですから大体よくわかりますが、さらに戸籍の関係で先ほど質問がございましたように電子化の問題であります。これは管内でいきますと北見市と網走市か紋別市は、やっていると申しますし、津別町もやっています。他はほとんど手書きあるいはタイプ打ちの状況でございますから、先般も法務局が来て、町長何とか電子化をしてほしいという要請がございました。去年も来ました。これは5千万円。補助金、起債も何もなく単費持ち出しでございますから、これはきついですと言ってきましたが、先般、法務局が来た中で、私は基金の積立等もしながら、できるだけ早く電子化に向け、電子登録をさせていただくことを法務局に回答させていただきました。この点については、次年度以降の予算の中で、次年度やるのかあるいは何年後になるのかわかりませんが、その対応も含めて、戸籍の整理を手掛けてまいりたいと考えてございます。実際に昨日も戸籍担当係長を呼んで見せてもらいましたが、上に附票がべらべら張ってある訳です。1枚剥がれたら訳がわからなくなってしまうこともございますので、ある意味では、そのような適切な対応が大事なのではないかと考えています。

2つ目は、行政側の人員不足です。これは、新聞報道にも書かせていただきますが、これらの状況を一つひとつ戸籍簿を調べ上げて、調査することにはものすごい人員が必要となります。特に、都市における、このようなことに対する人員不足に起因するというのが

2点目であります。

3点目は、家族が意図的に基本台帳の削除を求めない場合も想定されます。田舎では、まずあり得ないですが、その3つのパターンの中で、1つはやはり行政で基本台帳を適切に管理するという事。それから民生委員等の住民の力に依拠する、そうした情報の源は、住民によるお力をお借りした、その情報源を増員、拡充していきながら、できるだけその不明老人、高齢者がわからないことのないような対応をしていくのが根本的な考え方であります。

例えば、住民基本台帳の所管は総務省であります。それから戸籍は法務省であり、等々を考えて国も省庁による、壁等がございまして、いろいろな問題点を持っておりまして、それから、これは住民の側から、ある意味では監視されたくないという状況も決してないとは言えませんので、非常にいろいろな問題点を含んでおりますが、いずれにいたしましても、議員がご指摘のとおり改めて、今回の問題を一つの提起として、私たちは100歳以上の不明高齢者にかかわって、行政の縦割りやあるいは地域的な力で弊害を乗り越えながら、ある意味では、機械的には電算化、電子化も含めて着実に実行していかなければならない懸案ではないかと考えているところでございます。

そしてこれは、私たちの事務的な単純ミスということでございますが、昨年の100歳の高齢者に内閣総理大臣からの銀杯のことでございます。これは、スイッチオンの問題ではなくて、単純に記載されていた高齢者の名前を見落とししたという事務的なミスでございましたので、これは私も含めて当事者に謝罪し、あってはならない状況として、これを絶対防がなければいけないことを私たちは肝に銘じて事務の執行にあたっています。実は、今日の議会が終わりましたら、2名の100歳の方に今年の銀杯と菅直人首相の証書をお届けすることになっておりますので、そのようなことはあってはなりませんし、ないと言って私は断言してかまわないと思っておりますのでございます。

もう1点、住民基本台帳カードの無料化の問題であります。答弁については、町民課長がお話したとおりでございますが、免許証の返還に伴う、替わりに渡すことが本当に良いのかということと免許証を持っている人たちが特権的なことでいいのかという問題もあります。実際に運用している自治体ではさしてその無料でやっている件数は少ない状況もあります。しかし、何らかの形で、免許証を忘れてくる人は、住民基本台帳カードを配ったら役場に来た時、それを忘れてこないことの保証はないのです。しかし、もし実施するとすれば一定の平等、公平の原則で、一定のご高齢になった時の人たちのために、その住基カードを無料で配付するかどうかの検討を実は今、私から担当課に検討の指示をしているところでございますので、この点についても来年度以降さらに検討し、本町としての考え方をまとめていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 今までの経過はよくわかりました。

次に、特定疾患に対する予防対策の考えについて伺います。

様々な病気の解明が進み、早期発見、早期治療が可能になっています。

しかし、ガン、心疾患、脳血管疾患は相変わらず死因の三大疾患で、それに肺炎が続いています。

町が行う各種健診は、懸命な努力にもかかわらず、受診率は上がり国保の特定検

診、これ検診の検という字が検査の検ではなくて、健康の健に間違っておりますので、訂正をお願いいたします。国保の特定健診は逆に下がっております。

町民の健康意識を喚起し、医療費を削減するためにも予防対策は大きな課題だと思います。

①、各種ガン検診、脳ドックなどへの助成状況はどのようになっていますか。

②、国が推奨する法定外の子宮頸ガン、肺炎球菌、おたふく風邪、水痘など予防接種の助成の考えはありませんか。

以上を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 疾患に対する予防対策の考え方について、2点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「各種ガン検診、脳ドックなどへの助成の状況」というお尋ねですが、がん検診につきましては、胃、肺、大腸、子宮、乳ガンについて検診を行い、それぞれ受診者に対し検診料の一部を助成しているところです。平成21年度にガン検診を受診した方は延べ1,755人となっております。

脳ドックにつきましては、国保事業において実施しており、2万円を上限として検査料金の2分の1を助成しているほか、平成21年度からは後期高齢者医療の被保険者についても対象としているところでございます。

また、国保の特定健診受診率は30.5%で、議員ご指摘のとおり昨年と比較して若干下がっており、今後も受診率の向上に向け努力をしております。

次に、2点目の「国が推奨する法定外の子宮頸がん、肺炎球菌、おたふく風邪、水痘など予防接種の助成の考えはないか」とのお尋ねでございます。子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、独自に助成を実施している市町村もあり、また国や道も23年度からの助成実施に向けた検討を行っていることから、本町においても前向きな検討が必要と考えているところでございます。

このほかの任意の各種予防接種につきましては、現在、厚生労働省において「ワクチン評価に関する小委員会」が設置され、肺炎球菌や水痘など8疾病・ワクチンについて、対象疾病の個人・社会に対する影響、予防接種の効果・目的・安全などについて議論されており、11月下旬には報告が出される見通しとなっていることから、その方向性を見極める必要があるものと考えております。

以上、お答えしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 国保の特定健診のことですが、先日、議員研修で上富良野町に行ってきました。上富良野町の国保の健診受診率は、平成20年度で71%でした。国は平成24年度の目標値として、65%を示していますが、訓子府でも福祉保健課の保健師をはじめとして、かなりご苦労されておりますが、それでも健診率はなかなか上がりません。今年度から健診も6月、7月、12月、1月末から2月と4回、回数も増やして受診率を上げようと努力なさっていると思いますが、なかなか上がらない原因は何でしょうか。この特定健診もがん検もそうですが、一度受けると次の年ほとんどの方が受けると思うのです。私もずっと受けておりますが、1年休むともしその間に何か病変があったり、がんに

なったりという恐怖がありますので、1回受けるとかなり継続されると思うのですが、健診率アップを目指して、今、具体的に取り組んでいращやることをお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 特定健診に関しては、正直申し上げまして、今、上げる努力をしておりますが、決定打がないのが、実際、現状でございまして、平成20年度から始まって、今年で3年目の訳ですが、それ以前の町民健診と比較しまして回数を増やすとか、例えば、若い人にまで対象を広げ、基本的には40歳以上が対象ですが、30歳台もということで、小さな子どもさんもいращやるので、託児を設けたり、そのようなことをやっておりますが、今後も最終的には本当に65%現状で達成できるかといったら、なかなか難しい状況でございまして、PRの強化と今、現状で健康推進委員のご協力なども考えながら、受診率アップに努力をしていきたいということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 受診率を上げるというのは、やはり一人ひとりの健康意識を喚起することで、健診を受けたらその結果を保健師から詳しく話があり、問題があれば動機付け、支援、いろいろなことも受けられますし、もっと問題があれば積極的に医療機関にかかるなど、いろいろなことがあります。やはり、健診を受けないと損ですなど、そのような意識が町民の中に、もう少し芽生えたらいいと思ひます。それと広報の仕方もいろいろあると思ひます。ただ、いついつこのような健診がありますからという案内だけではなく、やはり具体的にどのようなことをすればいいのか。その年代に合った広報の仕方があると思ひますし、あと12月と1月末に特定健診がありますので、来ない方に声掛けをするなど、いろいろなことをしてなるべく多くの方に健診を受けていただくように頑張りたいと思ひます。

それとがん検診も集団検診により、早期にがんがわかり、早期に治療をして、健康を回復された方が多数おります。町としても、胃がん、肺がんなどは40歳などの節目で無料健診も行っているようですので、これからもより一層がん検診に対する意識を喚起することをお願いしたいと思ひます。脳ドックは、昨日の補正予算の中で後期高齢者分が無料になっておりまして、今回、7人分増えて12人分の補正予算が組まれました。国保の場合は、74歳までの方で半額助成し、当初予算では28人分の予算が組まれておりますが、脳ドックを受診されている方は、どのような状況になっていращやいますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 脳ドックの国保の分ですが、実際はかなり少なくて、平成20年度で7件、金額にして7万9,800円。平成21年度では、9件、9万8,200円。もう少し対象が広がってくれればと思ひますが、実際あまり広がっていないのが実情でございまして。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 今、予防接種のことで、国が定めている法定接種以外のことが、しきりに話題になっております法定外の子宮頸がんワクチン、肺炎球菌、おたふく風邪、水痘、ヒブワクチンなどのワクチン接種についてですが、その中で特に子宮頸がんは、予防できるがんとして、今認められています。これはウィルスが原因でヒトパピロー

マウシルスが原因なので、ワクチンが有効ということで国も来年度、概算要求で150億円ほど予算化しているみたいですが、3月の予算審査特別委員会の予算総括の質疑の中で、私は、この法定外のワクチンについて、町として、どのように町長がお考えかをお伺いしましたら、23年度で考えたいとお答えだったと思いますが、この子宮頸がんについては、6カ月間に3回接種することで約5万円かかります。オホーツク管内でも斜里町、湧別町、佐呂間町など、いろいろな町も全額助成あるいは半額助成をしておりますし、今朝の新聞で、紋別市も来年度からヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチンを公費助成するということですが、町として、どのようにお考えですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員ご指摘のとおり、予算審査委員会で子宮頸がんのことをお話させていただきました。福祉保健課長を通じ保健師等にも子宮頸がん、それから肺炎球菌等々の予防接種について、具体化してほしいとの指示を行っていたところでございます。1つは、先ほどの答弁でも申しましたとおりワクチン全体として、厚生労働省科学審議会感染症分科会予防接種部会の中にワクチン評価に関する小委員会が8月に設置されております。これらに基づく法定外の予防接種についての安全性等々を11月ぐらいまでに一定の結論が出ると考えているようでございますので、国はそのような状況であることを1つ踏まえながら、まずは、子宮頸がんについては、来年度の予算案ですから、ここまで踏み込んでいいのかどうかわかりませんが、私が町政を担当することになりましたら、23年度には、何らかの形で補助をする。全額か2分の1か、国はどうやら3分の1を出しそうでありますので、北海道も含めて、それに私どもは、この子宮頸がんについて、予算措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

それから、もう1点ですが、上富良野町に議員が先進地視察され、特に、受診率のアップはどうか。既に上富良野町は、78%までいっているが、その点でいくとうちの町は30%ほどでございますから、これに対してもっと頑張れという激励を含めいただきました。この上富良野町と上川管内の鷹栖町は、非常に受診率アップのため、この10年間ご苦労されている町でございますし、保健師等の実践的な事例も何度か私は報告書を読んだりしておりますが、学ぶところは大変多いと考えております。しかし、私どもの町で今30%ぐらいの部分については、低い状況にあるかという決して低くない状況です。これも日赤の吉田院長が来られた時にも申し上げましたが、私どもの町は、町民健診等を医師会に丸投げするようなことはしないと話をさせていただきました。すなわち、今健診を行ったが事業は、指導も含めて健診も年何回か分け、そして地域に出向き、より多くの町民の方がまず健診を受診していただくことの努力を保健師たちを中心にしながら行っておりますし、その事業の指導も含め、健康増進係を中心にしながら、かなりやっております。その点で言うと国の掲げている60%というのは、私自身は、これはある意味では目標として、否定するものではありませんが非常に課題もあるのではないかと考えています。設定の仕方です。おそらく北見市は、まだ15%ぐらいですから、達成できないと思います。いろいろありますが、しかし、よりきめ細かく、そして、健診の受診する機会を増やしていく。その努力を今後も引き続き行いたい。もっと言いますと何よりも健康権が誰かに脅かされたり、医者から結果だけではなくて、健康そのものを自らのものであるということでの地域的な学習活動をどのように支援していくのかを本来、時間

があれば、私はそれぞれの地域に出向いて保健師や学習を担当している社会教育担当職員たちが中心になりながら、そこで健康の問題、あるいは課題を積み上げながら、自らがやはり健診を実現していく。健康推進委員なども一緒になりながらやっていく状況をどう作り上げるかということがものすごく大事だと思っているのですが、現状では今、制度の改正などいろいろな状況の中で、職員たちはそこまで手が届かないのも実態でございますので、議員も私も含めて、いずれにしても健診をより多くの方にとというのは、願いでございますので、一層の努力を職員とともにさせていただきたいと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 発言時間が5分になりました。

河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 上富良野町のことで申しますと人口が倍ぐらいですし、保健師の数は、そんなに極端に多いことではなかったみたいなのです。それで訓子府を見てみますと保健師たちやいつも福祉保健課が遅くまで残業されておりますし、やはり、いろいろな制度ができ、事務量がすごく増えていると思っています。保健師が本来あるべき保健指導や地域の健康指導など業務に関わる以外の事務的な時間が多く、なかなか本来自分が理想とする保健業務に関われないのかと少し感じたりしたものですから、例えば、その事務的なことを部分的に事務職員へ依頼できるものはして、保健師たちが本来保健活動に従事できるような体制はできないのでしょうか。ただ、今までかなり努力されているのはわかりますし、本当になかなかそれに町民の意識がいかなくて苦労されているのはわかります。ただ、やはり顔が見えることはすごく大切なのです。自分の地域の保健師は、この方で、この方からいろいろな指導をされたり、アドバイスを受けるようなことがすごく大切だと思いますので、そのことも含めていかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長、残り3分になっております。

町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のと通りの要素は、十分に認識しているところでございます。

1つは、地域保健法などによりまして、地域保健のあり方が国として変わってきたことをご理解いただきたい。すなわち道の保健所は、一般的な健康の問題に関して、地方自治体にある意味では渡したというような状況で事務的なボリュームは、非常に多いことであります。保健所は、難病や精神障がいなどのようなことを中心にやっていますので、その点でいくと保健師のボリュームは、非常に多くなってきているということが1点あげられます。

それから先ほど言いましたように、それだけにかなり医療法やいろいろな問題が今、膨らんだり改正をされてきておりますので、その事務的な対応が非常に忙しいことが2点目です。

3点目に、例えば、臨時の保健師を募集し、いろいろなことをやらしてもらおうということで課で努力していますが、保健師が集まらない。これはなかなか保健師が足りないことも含め、病院やいろいろなところで保健師が今、採用になっておりますので、臨時の保健師もなかなか集まらない状況の中で、非常に厳しい行政の現実があることをご理解いただきながら、やはり、健康を自分の問題としてできるような状況をどう町民の中に気付かせ

ていけるかが課題でございますので、一層努力をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） これで一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君の質問が終わりました。

時間が少々早いです、時間が半端になりますので、ここで昼食のため休憩をしたいと思っております。午後1時から行いますので、ご参集をお願いいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、4番、川村進君の発言を許します。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。それでは、通告書にできるだけ従って、一般質問を始めさせていただきます。

まず、最初に、今回、町有地の売払いが出ております。2カ所の町有地売払いが提示されていますが、処分可能な町有地の遊休地の現状とまたそれら造成した末広地区、日出地区との土地の売買価格についてお聞きいたします。

2つ目、この2カ所の売払い提示をされている土地は、商業区域に近い。しかし、今の訓子府町の人口減少、それから景気等を考えるとこれが適正な価格かどうか非常に疑問です。これについての説明をお願いします。

3つ目、これらの2カ所の土地に買い手がない場合、引き合いがない場合は、どのように利用されるか。

この3つ、まず、お聞きいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、町有地の売り払い価格について、3点のお尋ねがありましたので、お答えします。

まず、1点目の「2カ所の町有地売り払いが提示されたが、処分が可能な遊休地の現状と造成した末広地区・日出地区との価格差について」とのお尋ねでございます。今回の2カ所の町有地売却につきましては、旧母子健康センター及び旧商工会館の建物を取り壊したことから、跡地利用を関係課で内部協議した結果、2カ所とも将来に渡り利用が見込めないことにより、厳しい財政状況の中で収入確保の観点からも町有地の有効活用を図るため、旧母子健康センター跡地及び旧商工会跡地を売却することとしたものでございます。

最初に、今回の旧母子健康センター跡地及び旧商工会館跡地の売却地以外の遊休地の現状といたしましては、市街地区では東幸町の穂波団地跡地・栄町の旧テニスコート跡地・東町のメゾン銀河隣接地などがあり、現在、冬期間の堆雪スペースとして利用しておりますが、今後は町営住宅建設や旧銀河線敷地跡地利用など、それぞれの町有地の立地条件などに合わせた利用計画を検討することとしており、市街地区では今回の売却予定地以外



は、現時点では、処分可能な町有地はないものと考えています。

そして、今回の町有地売却の内容ですが、旧母子センター跡地は3筆あり、大町90・91・92番地の総面積は952.08㎡で、今回は3筆一括売却することとし、売却価格は1,161万5,376円、坪当たり約4万200円となっております。

また、旧商工会跡地の仲町41番地の面積は317.39㎡で売却価格は434万8,243円、坪当たり約4万5,200円となっております。

議員お尋ねの宅地分譲した末広地区の「あけぼの団地」と日出地区の「あさひの団地」については、低廉な価格で宅地を分譲することを目的とする国の補助などを活用して造成したものでございまして、あけぼの団地は坪当たり約1万300円から1万2,900円で、あさひの団地は坪当たり約1万円の低価格で売却したものであり、この事業は定住人口が増えたことにより大きな効果があったものと評価しております。今回の旧母子健康センター跡地及び旧商工会館跡地の売却は先ほども申し上げたとおり将来的に活用の見込みがない町の遊休地について財産処分を行うものであり、定住促進団地の宅地分譲とは意味合いが違うことをご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の「人口減少や景気等を考えて適正価格ですか」とのお尋ねでございます。近年の長引く景気低迷により、個人住宅の建築が減り、民間の宅地分譲の動向や町内でも見られる空き家売却広告が増えている現状を見ますと宅地などの購入が厳しい状況であることは認識しているところです。

町有地の売却価格の決定にあたりましては、売却地の近傍地に売買実績がないことから、平成21年度の固定資産税の宅地鑑定評価を基準として、その基準価格に現時点での北海道地価調査価格の下落率を乗じて売却価格を算定したものでございます。

なお、旧母子センター跡地は3筆に分筆されていますが、売却にあたり分割して売却した場合、売れ残りも懸念されることから今回は3筆一括売却することとし、固定資産税の宅地鑑定評価の基準地と比較して、面積が大きいので、下落率を考慮した算定売却価格にさらに面積過大による係数を乗じて売却価格を算定しております。

これらの売却算定価格を財産審議委員会に諮り、承認されたことから、町有地の有効活用を図るため売却することとしたものでございます。

次に、3点目の「買い手がない時、どのように対応しますか」とのお尋ねですが、今回の町有地の売却にあたり、その内容を町広報紙・新聞折り込みチラシなどで周知し、約1カ月の期間で購入希望者を募りましたが、残念なことに今回は購入希望者がおりませんでした。

このため、旧母子健康センター跡地につきましては、一括しての購入希望者がいなかったことから、次回以降の売却に当たっては、2筆及び3筆で分割して売却することも考えております。

今後はこの結果を踏まえて、希望者がいなかった要因などの分析を行い、近々公表される本年度の北海道地価調査価格を参考にし、売却価格の見直しも視野に入れながら慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 今回の質問でこの1番、2番の価格は、僕は2度目には安く、3

度目はまだ安くするなど、いろいろな方法もあるのですが、跡地利用を考えないで、今ある建物を壊して更地にするやり方を僕はお聞きしたいと思います。民間では、跡地の再利用を先に考えてやるもので、今まで私たちはそのように学んできました。そして、町有地、町有林というものは、なぜ持つかということなのです。これは、町民に何かがあった時に、その町有財産を処分し、町民のためにお金を使うために町有財産及び町有林その他を持つものなのです。売払いが第一の目的にはならないはずなのです。跡地利用が先でなければならない。今回、この土地の値段は、4、5人の方からお話があり、僕もお話したのですが、訓子府町は何もない。観光施設もない。何もない。ないないづくしです。その中で、今北海道の中で、帯広市及び訓子府町の地区は日照率が一番高い。そうすると空地になっているところがエコなどの環境にやさしいことで、太陽光発電パネルを利用し、国からの補助金が入るので、鉄道跡地と一緒に考え、計画をしてはどうかと思います。太陽光発電をやっている個人の方も冬場は少しも成績が上がらないが、夏場の今年みたいな日照があればものすごく効果があり、すごい金が入ってくる。川村頑張って町長を動かしてと言われましたが、いや動かないよあの人は。絶対人の話を聞かない人と言ったのですが、本町の特徴をいかす時に農産物だけではないのです。日照率を考えた時に当然、太陽光パネルでの発電、鉄道跡地の穂波地域まで続くところで太陽光発電をする。図書館横の商工会館跡地は、社会教育課長とも一度、公的ではないがお話したことがあります。太陽光発電によって、図書館の暖房を電気暖房にしたいという計画をして、屋根の上にパネルを乗せたいが、強度が足りないから乗せられないという話で計画はやめましたと話をしたことがあります。そうするとあそこにパネルと鉄塔を建て、そこから電気をひいて図書館に電気がひける訳なのです。そして、小さな投資で大きな効果、何十年も続く効果があります。このことについては、教育委員会管理課長の屋根の上にもついているので、どのような状況かと聞いたら、あれで結構、1年間にお金は入ってきますと言っていました。言ってみれば訓子府町の日照率を考えた時に、これは跡地利用の最たるものだと思っています。でもそのような話は出てこない。跡地利用はしません。価格を下げて売る。僕はどうも腑に落ちないのです。それで今回、価格は問題にしていません。跡地利用に何か力を出してもらえないかを町長に考えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 今、町有地の売却にあたりまして、跡地利用の関係とその跡地をエコや太陽光発電を含め、活用ができないかというご質問ですが、まず、1点目の先ほど町長が答弁したように旧母子健康センターは、去年の景気浮揚対策で壊した訳ですが、その跡地利用を隣接するJA等に利用の意向確認を行いまして、JAでも合併したことにより、不要な財産は持たないという意向もございましたので、隣接するJAでは購入する希望がないこともございまして、そのあと庁内の全部の課に諮りまして、今後の利用について検討を行いました。その結果、どの部署でも旧母子健康センター跡地の利用が将来的に見込めないことから今回の売却にまず至ったものでございます。

次に、旧商工会館につきましては、ご存じのとおり商工会が旧駅舎に事務所を移しましたものですから、今年の春に商工会から旧商工会館を取り壊したいという申し出がありまして、土地自体は町が持っていたものですから、その使用貸借の中でお貸しし使用料をいただいた経過がございます。それで実際上、お返ししていただくためには、現状回復でご

ございますので、商工会館を取り壊し、そのあと、取り壊す前に特に、川村議員からもお話のあった隣接するのが図書館ですので、図書館の例えば蔵書スペースや研修室等に使用不能かを検討した結果、そこはなかなか隣接するところではなかなか難しいという結論が出たので、これも先ほど申し上げた旧母子健康センターも同じように将来的な見込みがないことで、今回の売却に至った経過がありました。町としましても、何も考えず売却に至った経過ではなく、ある程度の協議、検討をした結果、売却に至ったことをご理解いただきたいと思っております。

次の2点目の太陽光発電の関係でございますが、先日の上原議員からも自然エネルギーの活用ということで、今現在、地球規模での環境破壊が問題視される中で、大変貴重なご意見と思っておりますが、ただ、やはり行政がその辺の総体的なことを考える中では、もちろん今後のことを考え、そのような新エネルギーとして活用していくことは検討していかねばなりません。現時点では、投資額やその効果その辺を考慮しながらの慎重な検討が必要と思っておりますので、ただ、現時点ではそこまでの太陽パネルを置いて、その電気を売却していくことは今のところ考えがないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 跡地利用を考えないで、空地を作ること自体に僕は無理があると思っております。売ることでは価格はどんどん下がります。その隣近所の土地も下がるので、そんなに安く売られたら困るという苦情も出ているなどいろいろ聞こえてきました。今、訓子府町の現状で、道内に何か誇れるものと言ったら、たまねぎの反別で、日本一の収量を上げていることがあります。しかし、たまねぎの反別収量も日照率があるからやるのであって、訓子府町の日照率を考えない事業は、まずない訳で、僕は、建設課長からの説明では、跡地利用に真剣に取り組んでないのではないかと疑問をいただきます。今の本町が日本全国で九州地区と日照率は違いますが、九州地区はいつでも大雨でやられてしまいます。ここは大雨でやられる心配もなく、日照率が日本でも何番目かに入るぐらいです。事業自体を考える時に、本町の特徴をまず考えてもらって話を進めてもらわないといけない訳です。あなた方が何を計画するか、何かをする時に、本町の一番の良い点を考え、事業を進めてもらわなければならない訳です。言い方は悪いかもしれないが、それを考えないのであれば、僕に言わせれば、職員の資格はないと思っております。今の本町を考えた時に、たまねぎの何々、今度の新エネルギー何々というものも、たまねぎの表皮を利用し、それからいろいろ発展していく。これには事業主体である国の補助金ありきで向かっている。今回は工藤議員からも指摘されたように2億3千何百万円の金があるのであれば、雇用が生まれ、本町の気候的な特徴をとらえ両方一緒にうまくいくのではないということを考え、事業を考えてもらいたい。僕がやるとしたら一番大切なことは、訓子府町の今を考え、それにのっとってやっていただきたい。これは町長がやらなくていいと思えば、おやりになる必要もないですが、2億3千万円を23年度に向け、一時積立していますが、2億3千万円を心待ちにしているのは商工会です。元気の出る商工会と言っています。安心と安全のまちをつくると言っています。この3年間同じことを言っています。○○○○からも町長が言われていることは、○○○○きたのではないかと言う。僕は○○○○というより、メッキがはがれ、金属疲労を起こす。そして、何かでとんと叩けば崩れ落ちるといような言い方を本当はしたいが、それでは失礼になるので、やはり町長が言われている

一番大切なのは、商工業界に元気を与える、安心と安全のまちをつくる、それによって今本町の一番売りは日照率やたまねぎであれば、それに向かってください。建設課長には頑張ってもらわないとならない。期待しているのです。これについては、23年度にやれるかやれないかわからないが、向かってほしいのですが、町長の考えをひとつお聞きします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員のご指摘のとおり本町は日照率が全国一高い。そして、降雨量も全国一少ない。ある意味では、町の宝、人的な宝、あるいは自然の宝、いろいろなそのようなものを訓子府町はもっている。そのような特質的な宝をどのようにして、まちづくりにかかしていくのかということは、言われているとおりの考え方でございます。その点で例えば太陽光発電が今、全国的には北見工業大学が非常に先進的な事例としてやっておりますし、北見市も民間、あるいは個人住宅に対するパネルとして、ソーラーシステムを斡旋する。そして、その余った余剰電力を売電していくことについての施策を全国的に今、道内でも各市町村ができてきておりますので、私は、今その補助施策もエネルギー補助についても、今、実施しようと踏み込もうとしているたまねぎの表皮等の新エネルギーを合わせ、太陽パネル等の活用についても検討していただきたいことを昨年から申し上げているところです。できれば、公共事業の中で、それらを行うかについては、1つの検討としては考えていかなければならない。木材の利用ももちろんそうですが、太陽パネルを公共施設に投入していくかどうかは、検討の1つとしてはありますが、少なくとも現時点で考えられるのは、そのような自然環境の特殊性を力にした補助事業等々をできるだけ前向きに検討し、実施していきたいというのが考え方でありますので、期待に応えられるかわかりませんが、1つの参考意見としてとどめておきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） それでは、今の太陽光発電による、跡地利用については、とにかく期待して待っています。

質問を変えます。

2つ目の町有施設内にある設備の管理状況についてお尋ねします。

1つ目、庁舎内及び各施設に設置している健康医療器具の管理状況についてですが、これを通常使用するのに支障がないか。

また、点検はどうなっておりますか。

2つ目、公園等の遊具の管理はどうなっておりますか。

2の1として、他町村では、遊具等による、けがの発生が報じられていますが、本町にはそのような心配はありませんか。

この3点、お尋ねします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町有施設内にある設備の管理状況についてのお話をする前に、1点目の最後の確認ということで、川村議員から期待しているとお話をいただきました。これは、少々勘違いをされては困るのですが、母子健康センターの跡地、あるいは商工会館跡地に熱源として、太陽光を利用することを後利用として検討することではありませんので、全体の行政の施策の中で、公共施設などに太陽光の設置等については、考えられる。

それから、各個人の住宅等に対する補助事業については、考えられるのであり、今、一般質問で出ている旧母子健康センターに太陽光パネルを何十枚か設置し、商店街やあるいは図書館で利用し、売電や光源としてそれを活用することを検討すると言っている訳ではありません。そこは非常に限界が、あの土地やあの状況ではありますので、ここは検討する中身と少し違いますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 理解できません。あくまでもあの跡地でどれだけのものができるか検討され、そして町の中にそのようなものをつくったほうが今度は売りになります。訓子府町では町の遊休地につくり、これだけの効果を上げている。全道はおろか日本全国津々浦々に対して売りに出ます。小さな土地をいかに有効に使ったかということです。それが大切だと思います。それらも踏まえて検討をいただくことで私は期待したいということです。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 少なくとも商工会の皆さんから商工会館の壊す前の跡地利用、後利用の要請が参ったこともございました。しかし、施設がもう40年を超す老朽化している状況の中では、あそこを改造し、トイレを使えるようにして、お祭りをする事については、非常に難しい。その点でいくと原状に戻して町に返還をいただいたところから、その跡地は可能であれば図書館の自転車の駐車場やあるいは、将来に渡って増設あるいは新築する際にそこを利用できないかも検討していただきました。それが一番現実的な利用の方法ではないのかということでありましたが、図書館はあその跡地のスペースと状況では難しいとの結論的に達し、私はそれは断念した。それから旧母子健康センターも先ほど林課長から申し上げましたように農協の駐車場として、これは佐藤議員からも質問があり、私自身が農協のグループマネージャーと言いましょか、農協のほうにも検討していただきたいとお願いもしました。あるいは道路を通すことも含め、あその利用はできないかなど一体的な中でできないかもお話をさせていただきましたが、それは難しいとの回答でした。さらに周りが民間のよりも一般住宅等が張り付いている状況等を踏まえていきますと非常に限定される。そのような検討の中で、あそこに今、具体的な提案のあった日照率の高い我が町において、太陽パネルをそこに設置し、電気を活用していくことについては、非常に難しいと私は考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 堂々巡りはしたくありませんが、住宅地に近いから、できた時に値があるのです。他町村で住宅地にこれだけ近いが、これだけのものをやり、効果を上げていますということを訓子府町から発信してください町長、これが行政の仕事だと思います。全国津々浦々にこれだけ近い住宅があり危ないと思われるかもしれないが、きちんとやり、管理していますと全国津々浦々に胸を張って出ていきましょう。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つの参考意見として、私どもの中で、とどめておきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 今度は、僕から打ち切り、庁舎内及び各施設に設置している健康

医療器具の管理状況をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町有の施設内にある設備の管理状況について、お尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「健康医療器具の管理状況と使用のための点検」というお尋ねにつきまして、健康医療器具は総合福祉センターやスポーツセンターなどに配置していますが、このうち総合福祉センター「うらら」には機能訓練・健康増進室を中心に、備品として16点の健康器具を管理しております。

これらの器具は、庁舎建設時の平成13年10月に導入したもので9年ほど経過しているところでございます。町民の皆様が気軽に体力づくりや健康チェックができるよう設置しているものでございまして、これらの点検につきましては、一部点検の必要のない器具もありますが、皆様に安心してご利用いただけるよう「交流高圧電圧電界保健装置ヘルストロン」は6カ月ごと、そのほかエアロバイクなどのトレーニング機器は必要に応じ2～3年ごとに点検を行っており、今後も皆様に安心してご利用いただけるように管理に努めていきたいと思っています。

次に2点目の「公園等の遊具の管理とけがの発生状況について」とのお尋ねでございます。町で管理している公園などの遊具としては、レクリエーション公園、銀河公園、穂波仲通線、あけぼの・あさひの団地、穂波・幸栄・末広・日出団地の9カ所と西幸町及び若富町泉公園の児童公園の2カ所を合わせて11カ所に設置されております。

これらの遊具の定期的な管理といたしましては、年1回の専門業者による保守点検を実施しており、さらには町職員による巡回保守点検を月に1回程度実施し、目視・触診などにより、遊具の変形や異常の有無及び劣化・老朽の状況を調べ、必要な補習などを行い、安全確保対策に努めているところでございます。

次に、遊具などによるけがの発生状況ですが、全国や近隣市町村などにおいて、遊具に起因する重大事故が毎年数多く報告されておりますが、本町においては、今までに遊具などによる重大事故の発生はございません。

今後においても、利用者に事故なく、楽しく安全に遊べるように公園施設などの適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） この健康医療器具は、前町長から200万円で心臓停止時に使用すると生き返る可能性がある機械。体外何とかと言うのは、実際使われたことないと思いますので、今何かがあった時、本当に使えるかどうかの点検をされているかどうか。そして、ここで僕は、なぜ重箱の隅をつつくようなこと、担当者に言えば解決するような問題を出したかと言いますと私が少し頭重いような状況でしたので、4日間連続でうらの脈拍と血圧器具を使いました。4日間ともやるたびに全部違うのです。ひどい時には血圧が158、最低血圧が95、脈拍が100、続けて2回やれば、2回目はきちんとしたのが出るからと言うので、2回目は、脈拍が102、血圧が134、そして最低血圧が80でした。僕は議会事務局長に同行願ひ、証人がいなければならないので、最後の時には、保健師の係長も同行願ひました。しゃべると狂うと言われましたので、しゃべらずにいると今度は脈拍が1回目が89、2回目が92。そして血圧の高いほうが154、低いほうが

89、僕は係長に僕が言っているのがおかしいかもしれないので、1回測ってごらんささいと、保健師が測りました。しゃべったらだめだからと言ってしゃべらなくて、その方は血圧が112、最低が70、そして脈拍が80、これは異常ではないかと言ったら、川村さん、私が血圧計で測りますから、測ってみてくださいとその保健師に測ってもらった。そしたら血圧135、脈拍は73、異常ありません。この機械は毎回やる度に違うと言うと保健師はわかりませんと言う。それで福祉保健課長にどうなっていると言ったら、平成18年にきちんと修理し、点検しているので安心してました。僕が言ったのは、お年寄りに来て、そんな数値が何回も出るのであれば、病気になったかとお年寄りが戸惑うのではないですか。脈拍が100を超えるなんて考えられないと思いましたので、僕は、社会教育課業務監のところに行って、プールまで同行願ひ、一緒にやって、やはり、ここでは毎回89で、社会教育課業務監は脈拍が52、そしたら運動をやり、いつでも鍛えているから、脈拍が逆に低いと言うので、僕の脈拍は52から56ぐらいだから同じです。89というのは少し異常かもしれないと言っていました。町長はお使いになったかどうかわかりませんが、毎回それでは信頼性が薄くて、安心してもらえない。置いといてもらうのは困るのです。脈拍が102と言ったら、僕はもう走れませんが、おそらく50m走を一生懸命に走ったくらいではないかと思えます。平成18年に点検と整備をして、せっかく置いてある機械の信頼性が薄い、利用価値がないことでは困るのですが、どうお考えですか町長。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 既に3年から4年経過しておりますので、あるいは総合福祉センターうららの置いている血圧計と脈拍等については、誤差が出ているかもしれませんので、そのような疑念、疑問を感じるということであれば、4年経っていることから、改めて点検をきちんとさせていただきたいのが1つです。

それから、私も毎日血圧を朝起きたらすぐ自分の簡易な血圧計で測っております。大体110前後から下は70前後の結果が出ます。しかし、同じ数値が出ることは、毎日測っておりますが、まずあり得ません。

それから、何か月かに一度、病院に行きますが、看護師に測ってもらうと140になりますから、血圧は非常にメンタルで、脈も含め、機械の正確もさることながら、個人の健康状態や少しの動きによって変動することも事実でありますから、その点で言いますと機械がどの程度の信憑度があるかは、これは定期点検の中でやらせていただきますが、血圧そのものは、私は専門家ではありませんが、日常の健康管理で何年も血圧を毎日測っている者としては、そのようなこともあり得ることで、もう1回点検させますが、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） ただいま、AED、自動体外式除細動器の点検の関係でご質問いただきました。本機は、平成19年12月に設置しており、現在は月1度、1日に管理担当者を決め、管理担当者が、俗に言う、インジケータランプがありまして、非常に機械自体が精密で、それによる点検方法しかないということで、それが点滅していること確認している。機械自体は毎日自己チェックをしまして、自己チェックしている時は付きっぱなしになります。消えていたり、ずっと付きっぱなしの場合については、メ

一カーに電話をし、修理や取り替えをすることで考えていますので、現段階では一度も使用されていませんが、9台ともに使える状況にあると認識しています。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） あまりこのようなことを言うのは、失礼であり、迷っているのですが、今回、東川町から美瑛町に至る道路で、行政マンが寝ており、パトロールをしていないのにパトロールをしていたという報告で道路が寸断され、死亡事故が起きて2名の方が亡くなった。ところが行政側の最初の発表は、あくまでもパトロールをしていたとの発表でした。あまり言うともまずいかもしれませんが、行政マンを我々がどこまで信頼しているのかというのが問題なのです。町長は、私に町職員ごときというのを言い過ぎである。また、きつい言葉を言うと言い過ぎと感ずるかもしれませんが、今、道職員、それから、北見市の断水時の行政マン、あれもいろいろと問題になりました。本町にはそのような心配はないですか。きちんと点検している。やっていると言うが、本当に信頼できる状態にあるのかが言いたいのです。これは大切なことなのです。毎月点検しています。何しています。しかし、それを私たちは見ていません。そして、ことあるごとに言い直され、やっていなかった。あの美瑛町の時は、私たちがちょうど研修の時でした。僕は、美瑛町の天人峡に泊まろうと言っていたが、山1つ違いのところに泊まったので、あたらないのですが、僕が強引に言えば、あそこに泊まり、1日動けなかったかもしれない。まさか山1つ違うところであんな事故が起きるとは思いませんでしたが、あの時、道路パトロールをしていないのにしていたと言った。本町においては、月1回点検をしている。業者にやらせていると言う。しかし、本当にやっているのか。やっているかどうかの確認はどうなのかと思います。僕はうるさく言いますので、でも、本当に大切なことは、目の見えないところでどのようなことが行われ、どのように進められているかということなのです。これについては、先ほどの僕の同僚の質問に対して、福祉保健課長は1人でやらないで、何人かで点検し、いろいろするという言い方をしていましたが、今の本町のやり方は、1人で何かをやる。それをチェックして、フィードバック体制ができているかということがわからないのです。1人で仕事し、終わったら、印鑑を押して出せば終わり。それを誰かが見て、本当にそうなっているかどうかをチェックする体制ができていないような気がします。できていけば見落をしたり、そのようなことにはならないような気がします。それで時間が少し余るのですが、今日は、僕らも早く終わらせたいと思っていますので、僕の質問はもうすぐ終わります。あと1分で、町長、今後、職員の仕事のチェック体制を本当にやっているかどうかのチェック体制をつくってほしいのですが、それについてだけお尋ねします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 14日、すなわち昨日から定例道議会が始まりました。冒頭、高橋はるみ知事は、上川管内の旧土木現業所ではありますが、道上川総合振興局建設部における、その偽りの点検し、まわっていると言って、尊い2名の命を奪ってしまった。これは、直接まわっていたからどうだとかはわからないが、あるまじき行為であり、その最高責任者である知事が改めて道民に謝罪をしたいということが冒頭の開会の挨拶にございました。私も全く同感。川村議員のおっしゃるとおりそのようなことは、あってはならない。私は、昨日の西山議員の質問の中で、サービスマンとしてという言葉をあえて、私は地方公務員



というのは、サービスマンとは言い切れない。すなわち、全体の奉仕者である。住民の命と暮らしを守る。安心安全のまちづくりをするプロであり、ある意味では、責任をそれぞれの職員がその達成のために努力しているプロという意味からも私は日ごろ、全体の奉仕者として、そのような過ちがあってはならないことを答弁でも申し上げておりますように、さらには職員にも徹底しているつもりであります。しかし、人間のなすべきことありますから、先ほど、河端議員からも質問がありましたように、単純なミス、それらの過ちは絶対あり得ないということは、私は、人間のやることですから過ちはあります。しかし、大事なことは起こしてはならないことと一方で、もしその過ちに気付いたら、同じ過ちを二度と繰り返してはならないことだと私は思っておりますので、その点でいくと日ごろの職員と住民の関わり方、信頼性は、その努力の中で培われ、さらに質の高いものに成長していくのではないかと考えているところでございますので、川村議員のご意見をある意味では、肝に銘じながら、日常の業務を私自身も含めて、さらに遂行する考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） いろいろ、おもしろくない思いをすることをいろいろと言いましたが、私の質問はこれで終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っております。議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合、順次日程を繰り上げて審議することになっておりますので、この際日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで、暫時、午後2時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第56号、議案第57号、議案第59号

○議長（橋本憲治君） それでは、これより提案理由の説明の終わっております一括議題の議案第56号、議案第57号、議案第59号の質疑に入ります。

一括議題の審議にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第56号の質疑を許します。

1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。4ページをお願いいたします。農業振興費の中の強い農業づくり事業の補助金で、2名の方が今回該当したと言われましたが、この事業の内容とどのような方が該当し、どのような経過があったのか。このことを教えてほしいと思います。

次に5ページ、一番上段にあります林業振興費の有害鳥獣駆除事業の罫についてなのですが、おかげさまで、このような鳥獣の被害のないところにおりますから、よくわからないので、その内容について、お聞きしたいのですが、1つ目は、最近の有害鳥獣の被害状況が報告されている中で、どのような状況にあるのが1点。

それから、これは確か鹿の捕獲と思うのですが、口で表現するとどのような仕掛けのものか説明をお願いしたい。

この捕獲の実績は、どの程度の効果があり、今回の導入を考えているのか。

それと1セットといいますか、1つは大体どれぐらいの価格がするものなのか。

それと今回の予算にあります免許取得の補助金が6万円とありますが、5名分を対象としていますが、取得の期間は、どれぐらいかかるものなのか。

この点をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、ご質問いただきました。まず、4ページの農業振興費の中にあります強い農業づくり事業（経営体の育成）補助金に係る質問でございます。2名の方の事業内容と経過でございます。この強い農業づくり事業（経営体の育成）交付金につきましては、国費予算で81億円が盛り込まれまして、平成22年度から24年度までの3カ年事業でスタートしてございます。本町では、いろいろな事業メニューがあるのですが、その中の新規就農者補助事業に3戸、今回は2戸となっておりますが、一応3戸の申し込みがありました。それと融資主体型補助事業として、農業用機械の導入費用に対する資金が借りられる事業に57戸の申し込みがありました。これにつきましては、全戸分の形態調書を1戸1戸つくりまして、将来的な経営目標などを盛り込んだものでございますが、それを国で1戸、1戸審査をする。国は、一種のポイント制として、訓子府町については、このような事業が何ポイントになるのか、目標に対する達成度などのものがポイントで示されることになっており、国の採択基準では、1を下回るポイントということで、これについては、すべて今回は不採択になってございます。しかしながら、これはどちらかというと内地向けの事業というようなこともございまして、北海道では、なかなか対象になる農家が出てこないことで、本年度は単年度事業として、北海道特例として、新規就農者補助事業についてのみ、今回2戸が採択になったということでございます。新規就農事業の内容につきましては、農業用機械施設等の導入費補助で取得価格の2分の1以内が助成される。上限額は、取得価格で400万円であり、補助金でいえば200万円以内でございまして、1戸につきましては、たまねぎの自走灌水機、6m幅のものが1台、事業費ベースで言いますと72万3千円です。それとたまねぎの播種機1台。これが事業費ベースで140万円で、事業費としては、お一人の方については、212万3千円、これに対する助成金が102万4千円であり、2分の1以内ということで、全国の前算枠で調整され、減額交付されているということです。

それともう一人の方は、乗用管理機の13馬力のものが1台で事業費では100万円。

これも同じように2分の1以内で41万2千円が補助として決定されているものでございます。

それと5ページの有害鳥獣駆除事業の被害状況でございます。今年4月以降でございますが、実際、町に何とかしてほしいと駆除要請のあったもので申し上げたいと思います。まず、鹿の駆除要請でございますが、これについては3件でございます。それとキツネが12件。カラスが7件となっております。参考までに21年度の実績で申しますと鹿が同じく3件、キツネが20件、カラスが9件、それと鳩が1件という状況になってございます。

それとくくり罠については、消耗品として、9万円を補正予算に計上してございますが、くくり罠については、現状でこのような罠自体を町として持ち合せておりませんので、今回初めて導入するというところでございます。他町の状況をインターネット等で見ますとそれなりの実績が上がっている。なおかつ、農家の方にお聞きしますと鹿の通り道は、大体わかっていますので、これについては、結構期待ができるのではないかと判断してございます。

価格についてでございますが、一応これは10台分ですので、送料含め、大体1台9千円。その10台分でございます。その予算を計上させていただいてございます。

それと免許取得にかかる期間は、どの程度ということでございます。この免許につきましては、狩猟免許試験予備講習が1月末に1日間開催されます。それを受講していただき、きちんと勉強すれば、その1週間後ぐらいに狩猟免許の試験がございます。そこで合格すれば免許が取得できることですので、こちらから免許を取得しに行く方に限っては2日間の日程を割いて、いただければ免許が取得できることになるかと思っております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 質問いたします。今、被害状況の説明がありました。鹿の被害は、何となくわかるのですが、カラスとキツネについては、具体的にどのような被害が発生しているのか教えてください。

それから、この免許証は、銃の免許を言っているのですか。それをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） まず、被害の状況ということで、カラスでございます。カラスにつきましては、一番影響が大きいのが、酪農家で飼っている牛の乳房の部分をつつかれる。獣医によって縫い合わせたりする治療が必要なほど被害にあっていることがまずカラスでございます。そのほかにメロンやすいかをつつき、また、ハウスの中を荒らすような被害も聞いてございます。

それとキツネにつきましても、スイートコーンにどんどん飛びつき落としてかじる。それとカラスと同じように、すいかやメロンについても被害が出ていることでございます。

それと有害鳥獣狩猟免許なのですが、この免許につきましては、第一種銃猟、いわゆるライフル関係の免許と第二種銃猟と言いまして、空気銃の免許とそれと罠猟、箱罠、くくり罠の3種類に免許自体が分かれておりまして、ほかのものは、この狩猟免許のほかに鉄砲を所持する免許が、また別に必要になります。この罠については、道具自体の資格、免許さえ取れば、自由に設置できますので、あくまでも箱罠ですとかくくり罠を設置する資

格、免許を取ることで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 3番、山本です。今、佐藤議員と関連なのですが、4ページの農業基盤整備の関係でお伺いをしたいと思います。

5目の区分1、訓子府南部地区と訓子府東部地区畑総事業の追加があるのですが、これは結局、去年に削減された分のうちの一部が追加になったと理解をしているのですが、そのようなことでいいのですか。

この中ではないのですが、予算が半分以上減ったようなことで、次年度、来年度にまたがるのですが、この事業についての予定などあるいは情報があれば伺いたいと思います。

それから、今、鹿柵の関係で自分は訓子府の鹿柵で何も言うことはないのですが、過去にも話がありましたように、農家全員で関係ない人も含め、1人5万円を出すことで事業を進めることになっていましたが、これは当初、自分も少しからんでいたものですから、鹿柵の関係で、完了届を提出したところに、その要請が求められたことで、提出を止めることになり、道も止め、国の予算もありますので、もしだめだった時に困るが、けど何とかしてほしいというようなことで、要請した経緯があり、その結果、補助事業にのりました。当初は、補助事業にのらなかつたら困るため、皆で助け合おうと行ったのです。実は、裏を話すと僕は留辺蘂に鹿柵をかけているのですが、それを補助事業で全員でやりました。その鹿柵は、自分たちもここの地元ではよく言われるのですが、あんな役にも立たないあんなものを付けられると迷惑と言う人もいるのですが、留辺蘂は1年に1回、多い時は2回程度、鹿射ちを行っているのです。そのようなことから、管理も含め、やはり行ってもらわないと逆に増えることになるのです。あと電牧は、皆、修理などを行っているようなことがあるので、私は、両方を使っているのですが、訓子府では、そのようなことも行っているのか。規模がずいぶん広いことですので、そのようなことがあったのかどうなのかも含めて、聞ければと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君） それでは、4ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、農業基盤整備事業費、その中の経費区分1、農業基盤整備事業、19節で今回の追加内容ということでございますが、今回、補正予算の追加提案の説明で、町長それから企画財政課長から説明がありましたとおりこの金額については、全道の調整として、追加で予算がきたものでございますので、ご理解していただきたいと思います。

2点目の来年度の23年度の情報というご質問でございますが、先月末にそれぞれ新聞で報道されていますとおりまだ農林水産省が財務省に来年度の予算要求をしたというような形で、それぞれ農業基盤についても前年度対比5.3%増のような形で出ておりますので、21年度の予算から比べれば、かなりの部分で低い。前年度60%減のような形で、金額的には22年度と変わらないことですので、農業基盤事業費については、来年度についても基本的には、厳しいと認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 5ページの林業振興費の中にあります有害鳥獣駆除事業

に関連しまして、鹿柵の管理状況について、お尋ねをいただきました。鹿柵につきましては、農協が事務局になりますが、鹿柵の管理組合を設けており、その中で年1回、巡回し、必要な故障箇所については、必要な修繕を行っていることでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） わかりました。この罾の関係でお伺いしたいのですが、鹿やキツネの駆除用として、これを個人で1台だったのか、町だったのか聞き漏らしたのですが、9千円ぐらいと言っていたものは、許可取って使うことができると理解しているのですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 鹿柵の罾自体は、送料込みで9千円の予算計上をさせていただいております。実際にそれを使用する方については、罾の免許があることでありまして、その免許費は、いろいろな経費をみますと手数料、受講料を含め、1万2千円程度かかる。その5名分を予算計上させていただいたということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。4ページの先ほど佐藤議員から質問ありましたが、農業振興費の強い農業づくり事業です。先ほどの説明の中で、この事業は、国費で22年から24年ということでしたが、今年57戸申し込みがあり、今2戸採用になったということですが、57戸の申請を国に出し、国の段階で、この2戸になったのか。それとも、ある程度訓子府町内で精査し、その2戸に決めたのか。どのような形だったのか伺います。

それと5ページの有害鳥獣駆除事業ですが、昨日の一般質問の中でも、この件について出ていましたが、これは、今回は罾代とそれから免許取得に対する補助金ということですか。実際に、例えば免許を取得し、罾をかけ、有害鳥獣がかかった場合、どのような処分になるのか。例えば罾をかけた人の責任で処分をしなければならないのか。その辺は、どのようなお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） まず、4ページの農業振興費の強い農業づくり事業の関係でお尋ねをいただきました。先ほど、この事業には、いくつかのメニューがあるのですが、その中で、新規就農者補助事業が、今回2戸採択になったものです。これに対する申込は3戸ございました。もう1つの融資主体型補助事業が、57戸の申し込みがあったのですが、これについても、この事業の調書を全部集計し、それぞれポイントに換算していくのです。そのポイントが全然国の採択基準に達しないことで、基本的には全件だめになったのです。北海道のほとんどが対象にならなかったことで、北海道特認ということで、単年度限りの融資事業として、この2戸が選ばれた。町で選別したとかそういうことではございません。融資ではないです。これは、農業機械を買うための、機械に対する2分の1以内の補助で、2戸が採択になったということであります。

それと5ページの有害鳥獣駆除の関係で、実際、罾や免許取得の費用を計上させていただいておりますが、実際、これにかかった場合については、最終的に銃で殺処分するしか

ないと思っております。それにつきましては、猟友会に対し、農協と町で折半しながら、補助金を出しておりますので、その事業の中で要請して撃っていただく。当然、搬出については、通常、出動し、畑で撃ち殺すのと同じように、耕作の方が残滓<sup>ざんし</sup>の搬出を協力いただくということが条件になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第56号の質疑を終了いたします。

次に、議案第57号の質疑を許します。議案書7ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第59号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第59号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第56号、議案第57号、議案第59号の採決を行います。

議案第56号、議案第57号、議案第59号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、議案第57号、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号、議案第60号

○議長（橋本憲治君） 次に、これより提案理由の説明が終わっております議案第58号、議案第60号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第58号の質疑を行います。議案書11ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第60号の質疑を行います。議案書20ページでございます。  
1人3回まで質疑を行えます。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第60号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程の議決

- 議長(橋本憲治君) お諮りいたします。  
次に、本日の冒頭に議会運営委員長から報告がありましたとおり、今定例会に追加議案として提案されました議案第62号 平成22年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)についてを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。  
よって、この際、議案第62号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### ◎議案第62号

- 議長(橋本憲治君) 議案第62号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

- 上下水道課長(竹村治実君) 議案書の48ページでございます。

議案第62号 平成22年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、本年度代替水源施設整備事業の実施設計に伴い、本工事に不足が生じることから、工事請負費の追加を行うものでございます。

まず、第2条で、予算第2条に定めた「業務の予定量」を次のとおり補正するもので、(4) 主な建設改良事業において、代替水源施設整備事業の既決予定額1億3,343万1千円

を1, 380万円増額し、総額1億4, 723万1千円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書中の1億1, 281万円を1億2, 661万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、支出で建設改良費1, 380万円を増額し、資本的支出の総額を2億4, 636万6千円とするものであります。

続きまして、49ページの資本的収入及び支出であります。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目の施設整備費について、代替水源施設整備事業の工事請負費に不足が生じたことから、1, 380万円の増額を行うものです。

この増額の主なものは、今回新たに建設するポンプ場から、豊坂配水池に送水する管路において、当初予算で送水管の仕様圧力を10kg/cm<sup>2</sup>で想定していましたが、実施設計において、一部区間で16kg/cm<sup>2</sup>の仕様圧力が必要な施工区間が発生したことから、使用資材の規格を10kg/cm<sup>2</sup>から16kg/cm<sup>2</sup>に変更するものです。

また、路線測量で既存の道路排水横断管の支障になる個所が数カ所判明し、既存排水管の支障個所を避けるために、施工位置や埋設深さを再検討したことにより、一部車道側に施工断面が掛ったことによる舗装の復旧費や土工費の増額によるものでございます。

次に、50ページの「資金計画」及び資料4に「補正予算に係る投資的事業」の概要を記載していますので、これにつきましては、ご覧いただきたいと思えます。

以上、平成22年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第62号に対する提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。今の説明では圧力不足の発生と道路排水横断管に支障が出た。その測量の精度が悪いのか、これは設計の段階で、おかしいのではないですか。僕はよくうるさく言うのですが、設計の段階で圧力不足が発生したり、道路排水横断管に支障が出たり、舗装の復旧が出ることもあるのですか。どこまで精度が悪いのですか。おかしいのではないですか。道路工事をする時には、どのような方法で、どの場所を横断するのか最初からわかっているのではないですか。1, 380万円もの金をかけ、精度の悪いことばかりやるのですか。1, 380万円は大金です。どの補助金を入れ、どのように施工するのかはわからないが、このことを聞いたらおかしいと思えます。自分たちは、いろいろ作業を行ってきているが、どのような測量を行っているのですか。説明してください。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 今回の代替水源施設整備事業につきましては、本年度、実施設計と本工事を同年度に施工しているところでございます。本年度当初に予算付けをいただきまして、4月に調査設計を発注し、8月末までに、その調査の成果があがってきましたので、それから設計にかかったところでございます。今説明いたしましたのは、昨年度、内部で予算の検討をした内容と今回、実施設計で変更になった内容について



て、説明を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。僕の言うように、行う時にはきちんとした計画です。一応、きちんとした計画で行っていたのかどうか分からないが、このように圧力不足が発生すること自体考えられないのです。測量の段階で、どれだけの段差があり、今後は、逆勾配になっていくので、圧力不足が出るなど、設計調査、実測調査の段階でそんなに誤差が出るものですか。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 今、仕様圧力の関係でのご質問をいただきました。これにつきましては、今回でポンプ場の建設を予定しておりますが、ポンプ場と配水池の高低差が8.1mでございます。8.1mのため、当初は送水管圧1.0kg/cm<sup>2</sup>と仮定しておりましたが、実施設計の段階で管路について、約3.1kmの送水管路がありますが、このロス分を加味していなかったため、ロス分を加味すると揚程的に10.6mの高低差分が必要で、それにより1.0kg/cm<sup>2</sup>から1.6kg/cm<sup>2</sup>への変更が必要になったところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 3番、山本です。確かこの送水管は、清住の水質が悪いことで豊坂に上がる管であると思っておりますが、開盛の水源から豊坂にもっていくことだったと思うのですが、これは大谷水系からもってくるということには全く関係ないことだったのか。そこら辺、具体的にお願いします。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 今回の事業につきましては、豊坂水系の水質の悪化がございまして、豊坂水系については、清住の水源地を利用しております。今回、補助事業にあたりまして、代替水源施設整備事業と清住の膜ろ過の整備の2つの事業で検討いたしまして、現在、開盛の水源地を利用したほうが、事業費的にも将来的にも有利ということで、事業を進めたところでございます。これにつきましては、計画的には、開盛の水源地から豊坂の配水池に上げる事業でございます。その中でポンプ場1基建設予定であります。ポンプ場につきましては、自然流下で今の既存の配水管が通っているところに設置を予定しております。それから、豊坂の配水池まで約3.1kmの送水管で送水するような形の工事でございます。事業の内容としては、そのような内容でございます。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） ポンプ場の位置としては、図面がないので、少しわかりづらいのですが、開盛の森谷繁雄氏より少し上です。あそこにケトナイ川の橋があります。その付近にポンプ場を建設します。それから豊坂の配水池までの高低差が8.7mでございます。単純にいけますとそのロス分がないとすると管圧的には1.0kg/cm<sup>2</sup>で対応できるのですが、送水管路3.1kmの延長がありまして、それを送水するためには、10.6mに値する要諦が必要ということで、今回大きく変わったところでございます。

○議長（橋本憲治君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

町長。

○町長（菊池一春君） 私は町長というよりも水道管理者でもありますので、改めてもう一度、山本議員の整理を少しさせていただきたいと思います。

実は、常呂川源流等において、クリプトストロジウムと大腸菌等の非常に細かな粒子の菌が時々発生するというので、これがもし、豊坂水系の清住、豊坂地区の水道水に混入してくると一発で給水停止になりますので、これは何としてもでも、転ばぬ先の杖のように、水質に対応できるものが必要と3つ候補を挙げました。

1つは、置戸町の沢から持ってくる方法です。

もう1つは、清住の武田氏のところにあるろ過装置を強化する。

それからもう1つ、開盛の荒内氏のところの水源からもってくる3つのことの比較から調査研究をした。

1つは、置戸町の水源のうんぬんについては、置戸町水道整備計画が、さらに5年以降遅れていることもあり、単独でつくることになることになると境野からポンプをもっていくことも非常に金がかかることで、これは断念せざるを得ないということです。それから置戸町自身もクリプトだけではなく、エキノコックス等も含め、将来的に非常に水質、源流の悪化も出てまいりますから、これは慎重に今後とも対応していかなければならないというのが1点目で、これは断念しました。

それからもう1つは、金額的な面でいくと清住の金額と開盛の荒内氏のところからもってこられるのかと比較をさせていただきました。これは、長年の減価償却といいたいまいしょうか、使っていく経費からいっても、5年、10年の後では、開盛が割安ということではありますが、何よりも清住の今使っている水質は、地下の伏流水と理解いただいていると思うのですが、今、開盛の新しいところの水源は、地下水ではありますが、相当深い。水質も今の保健所等に提出している水質検査の中では、非常に良質な水ということもあります。それであれば、経費の面と水質の問題からいくと荒内氏のところの開盛水源からポンプアップする。いわゆるポンプの位置を言われましたが、ポンプアップして、豊坂の中原繁雄氏のところに配水池があります。2つの配水池がありますが、そこまで上げて、そして、清住と豊坂へ水を自然流下させることで、補助等は、ここの別紙資料で出ているとおりであります。3分の1が原則になっています。出資債も含めて起債が3分の1、持ち出しが3分の1での資金計画を立てて、当初予算でご理解をいただいているのが経過であります。担当者レベルの1つは、予算計上する段階での目視等も含めた計算を概算で出させていただきました。今回4月に調査設計で実施設計も兼ねてやっておりますと落差の問題と距離の問題であり、実施設計を行ってみますと今、担当課長から説明しましたように、距離の問題と送水管の厚さの問題で、圧力に換算しますと10kg/cm<sup>2</sup>ではだめということになりまして、一部16kg/cm<sup>2</sup>の資材の厚いものでないと耐えられないことが実施設計で出てまいりまして、それと距離を勘案して、今回、1,380万円の追加補正をさせていただくのが、今回の考え方です。資金計画的には、別紙資料で出ているように原則で国庫補助金

が4, 447万7千円、起債が4, 447万7千円、自主財源が4, 447万7千円ですが、これは、マックスが決まっております、事業費が1, 380万増えたとしても、総体の事業費3分の1になる保証は今の時点ではないのです。これは全道、全国でこの事業の予算総額に残が出た段階でできるだけ3分の1に上げていく考え方ですので、确实なところとしては、当初予算であげていましたように4, 447万7千円の現時点では、資金の中で5, 827万7千円すなわち当初の自主財源から持ち出しが現時点ではその分増えることとなりますが、できるだけ早く安心の水を、万が一の状況となったら大変な状況です、供給する点では、今年の実施設計、そして今年、畑が終わる時期を見計らい、工事に着工することをごさいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございせんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 去年、清住にろ過装置をわざわざ予算付けして行ったのではないですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 清住の水源施設といひましようか、そこでの予算については、亜硝酸窒素のろ過資材として、ご提案させていただいた経緯はございします。今回言っているのは、クリプトの対応として、そのろ材をさらに強化する方法がありましますし、もう1つは、開盛水源からポンプアップでもっていく方法の比較、検討の中で安全で良質、しかも5年、10年のスパンでいくと経費的にも開盛からもっていくのが格安になるという判断の中で提案をさせていただいた。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 先ほど、ろ材交換の話だと思ひますが、清住と大谷に今現在、ろ過装置を設置してございします。それと開盛にも設置してございしますが、定式的にろ材の交換を実施してございします。昨年度、清住のろ材交換は実施しましました。今回、豊坂水系の水質改善事業とは別にろ材交換を実施してございします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 水源施設のろ材は、大体、耐用年数が2年間なのです。これは、水酸化ナトリウムなど、ろ材は、いろいろ薬品をつかたりしてございしますが、塩など洗浄用には使ってございしますが、それを2年間で交換しなければならぬ。そのろ材の交換費用をそれぞれ清住、大谷、開盛も今使っている以上は2年間で替えていかなければならぬ状況でございします、ここのところはご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございせんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございせんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時10分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど、川村議員の質疑に対して、町長から答弁の訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

町長。

○町長(菊池一春君) 議長のお許しをいただきましたので、私自身が先ほど川村議員の答弁に何点か説明の誤りがありましたので、ご理解を賜りたいと思います。

1つは、私自身は、水道管理者ではなく、水道事業管理者が正式名でございます。

それから、ろ材の耐用年数が2年と誤解されるような言い方をしましたが、耐用年数は5年から8年でございます。実際に清住の水源施設でろ材を交換したのは、平成20年度でございます。22年度中に川村議員がご指摘のとおり新しい水源を求めるとすれば、ろ材交換は、まだもったいないのではないのか。これは、保健所の指導もあり、2年ぐらいいしか経っていないが、水質の関係上、やむなしで取り替えなければならないとの指導もありまして、平成20年度に、まだ耐用年数はありますが、ろ材交換をさせていただいたのが事実であり、正しい状況でございますので、川村議員ご指摘のとおりこの間取り替えたばかりであり、経費の無駄ではないのかとのご指摘は、ある意味では、そのようなやむにやまれぬ状況の中で、ろ材交換を清住の水源施設でさせていただいたことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号  
認定第8号

○議長(橋本憲治君) これより提案理由の終わっております一括議題の認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書23ページでございます。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第4号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第5号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第6号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第7号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第7号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第8号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第8号の質疑を終了いたします。  
以上をもって質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

認定第2号から認定第8号につきましては、訓子府町議会運営基準に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

審査期間につきましては、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにいたしたいと思ひます。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思ひます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、2番、河端芳恵君。5番、小林一甫君。7番、工藤弘喜君。8番、西山由美子君をそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時、午後3時25分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時25分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に河端芳恵君、副委員長に小林一甫君と決定いたしました。

なお、審査期間は平成22年1月8日、月曜日から11月12日、金曜日までの5日間、午前9時から午後4時までと決定いたしました。

### ◎請願第3号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第19、請願第3号を議題といたします。議案書30ページでございます。

まずもって、紹介議員の説明を求めます。

西山由美子君。

○8番（西山由美子君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって、説明にかえたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

#### 国民健康保険への国庫負担の増額を求める請願書

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

紹介議員、西山由美子。

請願者、訓子府農民組合委員長、杉田重則。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑とします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択されました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、山本朝英君ほか4名から、意見書案第4号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める要望意見書、工藤弘喜君ほか3名から、意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する要望意見書、意見書案第6号 道路の整備に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書案の配布の関係で、暫時、休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時33分

○議長（橋本憲治君） 休憩前を解き、会議を再開いたします。

#### ◎意見書案第4号

○議長（橋本憲治君） 意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

○3番（山本朝英君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、説明をいたします。

意見書案第4号

国民健康保険への国庫負担の増額を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年9月15日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 議員 山本朝英  
議員 川村進  
議員 佐藤静基  
議員 河端芳恵  
議員 小林一甫

次のページをお開きください。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第3号において、紹介議員の西山議員より説明がありましたので、この内容についても同一のため、説明は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第5号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見書案第5号

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。



平成22年9月15日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者 議員 工藤弘喜  
議員 西山由美子  
議員 上原豊茂  
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。  
それでは、次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
農林水産大臣 様  
国土交通大臣 様  
文部科学大臣 様  
経済産業大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 続きまして、ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明をいたします。

意見書案第6号

道路の整備に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年9月15日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 議員 工藤弘喜  
議員 西山由美子  
議員 上原豊茂  
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
国土交通大臣様  
以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第6号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（橋本憲治君） 次に、議員の派遣の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

議員の派遣の件については、お手元に配布したとおり、派遣することにしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の件については、お手元に配布したとおり、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて平成22年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後 3時50分